

第3期御所市地域福祉計画

共に生き、共に支え合い、だれもが安心して暮らせるまち・御所



令和7年3月

御所市

はじめに

近年、少子高齢化に伴う人口減少、核家族化の進行や、コロナ禍を受けてのライフスタイルの多様化などを背景に、地域のつながりの希薄化が深刻な問題となっており、地域の抱える課題は日々複雑化・複合化しています。

御所市では、令和3年に「御所市第6次総合計画」を策定し、将来都市像として掲げる“行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～”を目指し、持続可能なまちづくりに日々取り組んでおります。



今回、「御所市第6次総合計画」の指針に則り、「第3期御所市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画は、社会福祉法に定める「市町村地域福祉計画」として、御所市の福祉分野に関する個別計画の上位計画として位置づけ、個別の福祉事業を総合的に推進するため「理念」と「しくみ」をつくる計画となるものです。

本計画は関連する個別計画及び御所市社会福祉協議会の策定する「御所市地域福祉活動計画」と連携し、社会福祉協議会や地域で活躍する団体、そして市民の皆様と一体となり、行政として地域の福祉を推進することを目指します。

また、本計画の基本理念である“共に生き、共に支え合い、だれもが安心して暮らせるまち・御所”の実現には、行政だけでなく、地域住民の皆さんのお力添えが不可欠と考えております。計画の中で、分野ごとの基本施策において、「行政の取組」のほかに「地域住民に期待する取組」を定めています。市民の皆様におかれましては、この計画の主旨をご理解いただき、今後の御所市の地域福祉の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました地域福祉計画策定審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などで貴重なご意見をいただきました関係団体の皆様、そして市民の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

御所市長 山田 秀士

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の基本的な考え方	1
(1) 地域福祉とは	1
(2) 計画策定の背景	1
(3) 計画の目的	3
(4) 計画の法的根拠・位置づけ	4
(5) 計画策定の考え方	5
2 計画の期間	6
3 計画策定の方法	6
(1) 地域福祉計画策定審議会の設置	6
(2) アンケート調査及び関係団体ヒアリングの実施	6
(3) パブリックコメントの実施	7
第2章 御所市の現状と課題	8
1 統計データ等でみる御所市の状況	8
(1) 人口・世帯の現状	8
(2) 高齢者の現状	12
(3) 障がいのある人の現状	15
(4) 子ども・子育て世帯の現状	17
(5) 外国人住民の現状	18
(6) 生活保護世帯の現状	18
(7) 虐待・DVの現状	19
(8) 地域活動の現状	20
2 アンケート調査・関係団体ヒアリングの結果でみる御所市の地域福祉の現状	21
(1) 市民アンケート調査結果から	21
(2) 関係団体ヒアリング結果から	36
3 第3期計画での取組課題	37
第3章 計画の理念と施策の方向	39
1 基本理念	39
2 施策の方向	39
(1) ふれあい、支え合う共生のまちづくり	39
(2) 安心して利用できる福祉サービスのしくみづくり	39
(3) 安全・安心な暮らしのための環境づくり	40
3 施策の体系（体系図）	41

第4章 施策の展開	42
1 ふれあい、支え合う共生のまちづくり	42
(1) 住民どうしの交流と身近な地域での福祉活動の促進	42
(2) 地域の見守り・支え合いのネットワークの推進	44
(3) 福祉意識の醸成	48
2 安心して利用できる福祉サービスのしくみづくり	51
(1) 包括的な相談支援体制の充実	51
(2) 情報提供の充実	54
(3) 福祉サービスの充実	55
(4) 地域福祉の担い手の確保・育成	57
3 安全・安心な暮らしのための環境づくり	62
(1) 成年後見制度の利用促進	62
(2) 犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援	63
(3) 防災・防犯対策の推進	64
(4) 快適な生活環境の充実	66
第5章 計画の推進	67
1 推進体制	67
(1) 住民・地域・関係団体等との協働による計画の推進	67
(2) 社会福祉協議会との連携	67
(3) 計画の周知	67
2 進捗管理方法	67
参考資料	68
1 御所市地域福祉計画策定審議会条例	68
2 御所市地域福祉計画策定審議会委員名簿	69
3 計画策定の経過	70
4 用語解説	71

* 「障がい」の表記について

本計画では、人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」「障がい」と表記しています。

ただし、条例、規則、要綱等については、固有名のため「障害」と表記としています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは

「福祉」は、一般的に「幸福」あるいは「公的扶助やサービスによる生活の安定、充足」と定義され、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など対象ごとに分けられているものと捉えられています。それは必要な支援やサービスがそれぞれの法律や制度によって、支援される対象者ごとに提供されているからです。

「地域福祉」は、このように法律や制度により、対象者ごとに提供されているサービスを住み慣れた地域において必要に応じて利用できるというだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに気兼ねなく助けられたり助けたりする関係と助け合いや支え合いのしくみをつくっていくことを表します。

(2) 計画策定の背景

少子高齢化の進行や核家族化の進展、コロナ禍等を背景に、障がい者や子育て世代、生活保護などの生活困窮世帯などの潜在的に支援を要する方々の増加、さらに高齢者のみ世帯の増加、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」や、育児と介護の時期が重なる「ダブルケア」、子どもが介護や子育ての役割を日常的に担う「ヤングケアラー」など、地域の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応が難しいケースがみられるようになりました。

このような状況の中、地域のつながりの希薄化の進行を背景に、地域福祉に求められる役割が大きくなっています。多様化する支援ニーズに対応し、だれもが安心して地域の中で暮らしていくためには、行政だけでなく地域住民とも協働し、市全体で総ぐるみの地域福祉の推進が求められています。

国では、地域福祉の推進において、「地域共生社会」という概念を示しました。これは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、住民の生活課題を「我がこと」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながりながら課題解決に参画しようという考え方です。これによって、高齢者、障がい者、子どもや子育て家庭など、生活困難さや生きづらさを抱える人や家庭の問題を少しでも軽減し、最終的には、全ての市民が安心して生活できる社会の実現を目指すものです。

そのためには、高齢者、障がい者、児童などの従来の福祉制度の対象者だけでなく、地域で暮らす一人ひとりの生活課題、つまり暮らしの上での困りごとを早期に把握し、困りごとが深刻になったり、孤立したりする前に対応することが重要です。そして、その際には本人や家族の自助努力を踏まえつつ、「地域福祉」や「社会保障」を効果的に活用して、地域住民すべての力を結集して解決していく姿勢が求められます。

■地域共生社会のイメージ



■近年の地域福祉を取り巻く主な制度改正等

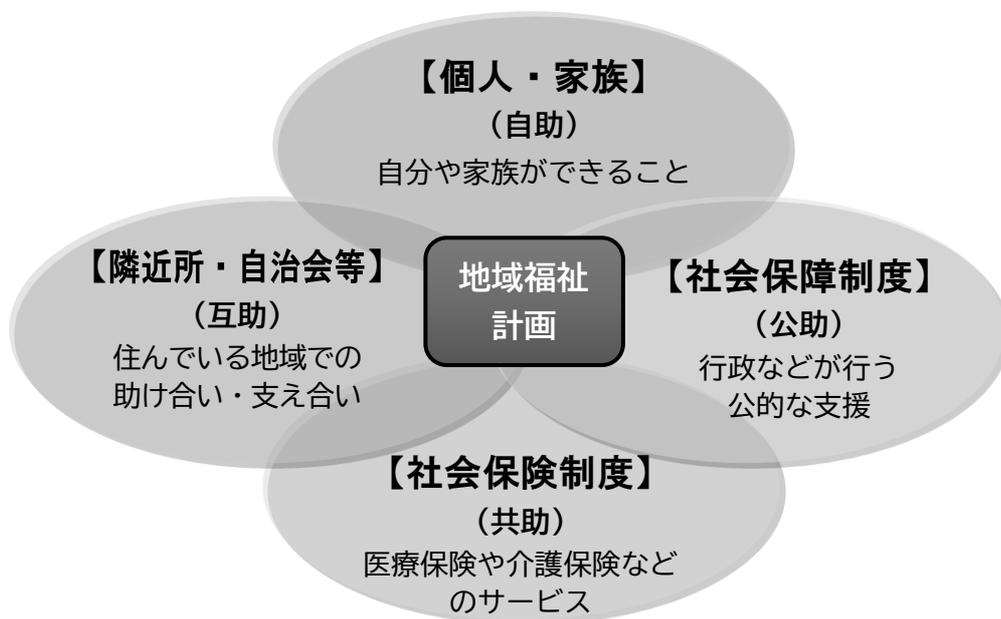
平成28年	人権三法（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」）施行
平成29年	「地域包括ケアシステムの強化のための改正介護保険法」公布
令和元年	「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』最終とりまとめ」の公表
令和2年	「改正児童虐待防止法」「改正児童福祉法」施行
令和3年	「改正社会福祉法」施行
	「『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について』の改正について」厚生労働省通知
令和4年	「改正児童福祉法」成立
	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
	「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」とりまとめ公表
	「奈良県地域福祉計画（第4期）」策定【県】
	事業所における障がい者への虐待防止及び身体拘束等の適正化にかかる取組の義務化
令和6年	「改正障害者差別解消法」施行
	「改正生活困窮者自立支援法」施行
	「孤独・孤立対策推進法」施行
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）施行
	高齢者虐待防止に向けた取組の推進の義務化

(3) 計画の目的

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や、体制などについて目標を設定し、計画的に整備していく計画です。計画では、生活課題を抱える本人や家族が自身で対処している点を尊重しながら、地域住民や地域の多様な主体がそれをサポートできる環境を整備するとともに、市などの行政機関が適時・適切に公的支援策を講じ、課題解決を図っていくことが必要です。

計画を通じ、「自助」「互助」「共助」「公助」という4つの視点での取組を効果的に組み合わせ、御所市において「地域共生社会」の実現を目指します。

■地域福祉計画を軸とした「地域共生社会」のイメージ



(4) 計画の法的根拠・位置づけ

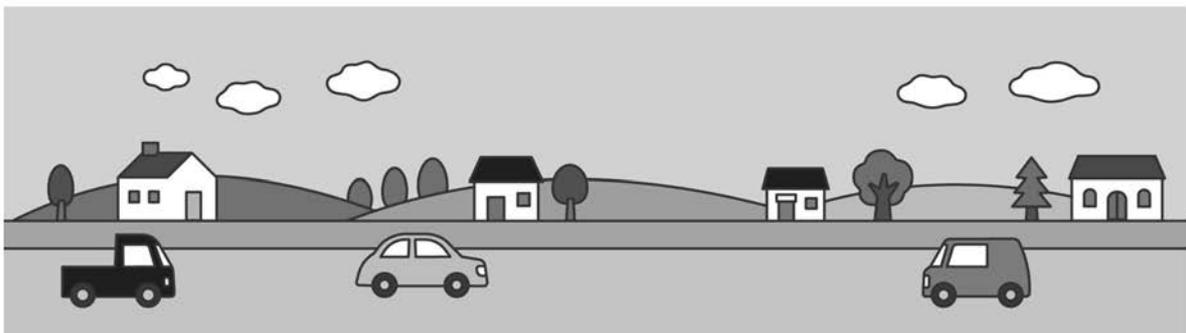
地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）第107条に基づくもので、計画の策定は、平成30(2018)年4月の法改正により努力義務とされました。

また、法第107条には市町村地域福祉計画に定める事項が示され、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」としての位置づけが明確化されています。

【社会福祉法】

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

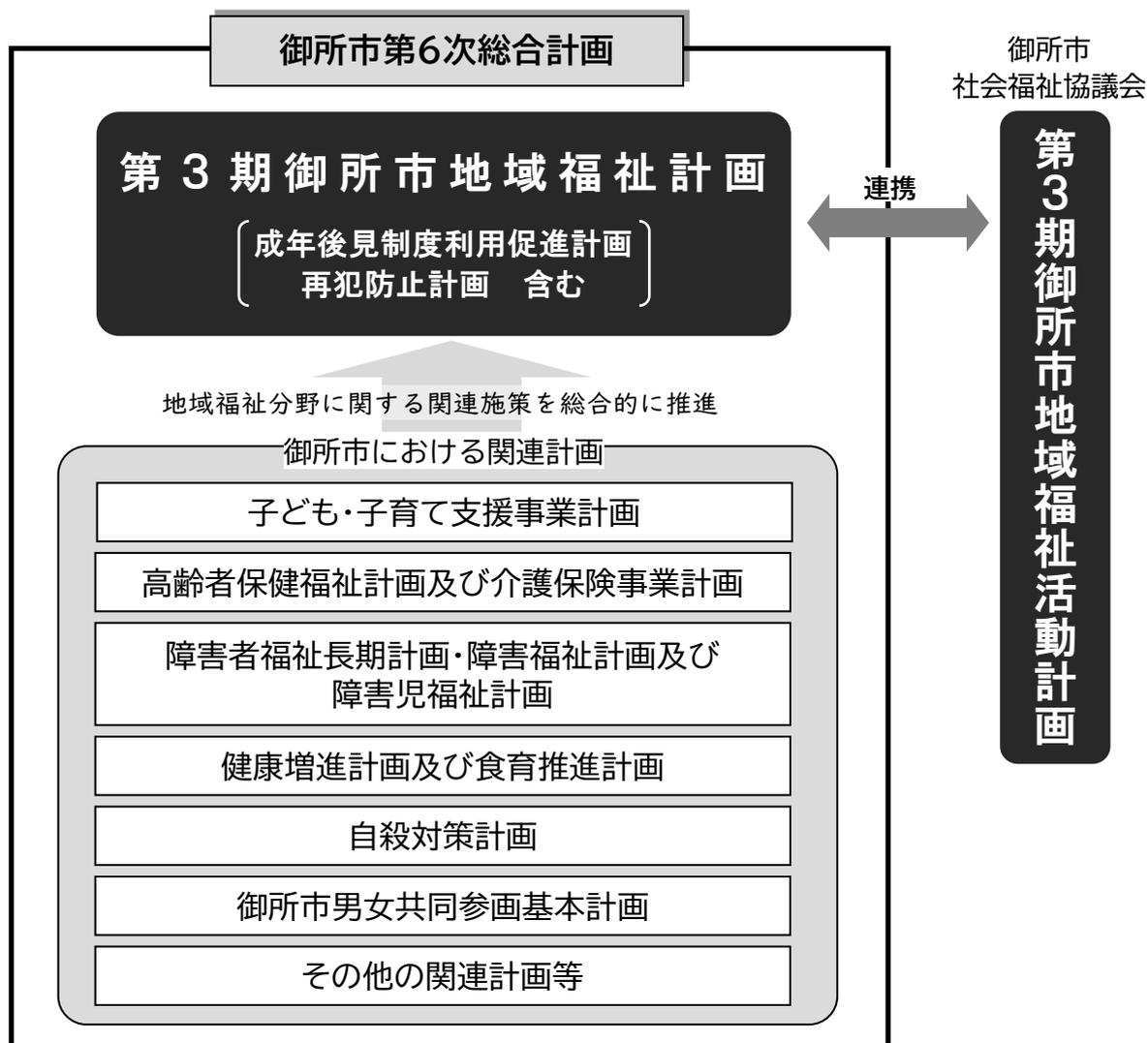
- 一 地域における 高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における 福祉サービスの適切な利用の推進 に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする 事業の健全な発達 に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への 住民の参加の促進 に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備 に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



また、地域福祉計画は、御所市第6次総合計画及び関連する個別計画と連携しながら、地域における様々な福祉活動を推進するための「理念」と「しくみ」をつくる計画として位置づけます。

一方、御所市社会福祉協議会が策定した「第3期御所市地域福祉活動計画」（地域住民や民間団体が主体となった具体的な活動内容を記載する計画）と連携しながら、地域福祉のさらなる推進を図るものとします。

■関連計画との関係図



(5) 計画策定の考え方

法の趣旨や御所市の現状と課題などを踏まえ、地域福祉の推進により目指すべき姿を描くとともに複雑化・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、「第3期御所市地域福祉計画」（以下、「本計画」という、）を策定するものです。

また、本計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の規定に基づき、御所市における成年後見制度の利用の促進に関する施策、並びに「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を包含する計画としています。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

3 計画策定の方法

(1) 地域福祉計画策定審議会の設置

本計画の策定にあたり、専門家及び関係者からの意見を聞くため、学識経験者、社会福祉団体関係者、保健医療機関関係者、教育機関関係者、その他市長が必要と認める者から構成する「御所市地域福祉計画策定審議会」を設置しました。

(2) アンケート調査及び関係団体ヒアリングの実施

市民のふだんの福祉に関する意識や地域での福祉活動等への参加状況などの実態を把握するとともに、地域での助け合い・支え合いに必要と思われる取組に関して意見等を収集し、今後の施策について検討することを目的として、アンケート調査を実施しました。

さらに、関係団体の活動状況や活動上の問題点・課題をはじめ、地域共生社会の実現を目指した地域での支え合い・助け合い活動について意見等を聴取し、関係団体と連携・協働した地域福祉を進めるための方策について検討することを目的として、市内福祉関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

①市民対象のアンケート調査

調査対象者	市内在住の15歳以上の市民2,000人（無作為抽出）
回収状況	配布数 2,000件 有効回答数 737件（有効回答率 36.9%）
調査方法	住民基本台帳をもとに、対象者を無作為抽出し、郵送により配布、回収を行いました。
調査項目	回答者の属性、地域福祉について、地域との関わりや助け合いについて、再犯防止について、災害時の対応について、地域活動やボランティア活動について、日常生活での相談について、福祉サービスについて、地域福祉の推進主体について
調査実施時期	令和6年7月16日(火)～8月9日(金)

②地域福祉にかかわる関係団体ヒアリング調査

調査対象団体	市内福祉関係団体 10団体
調査方法	調査票を事前に配布し、後日個別に聞き取り調査を実施
調査項目	団体の活動状況（現状・課題）、他団体との交流・連携状況、地域の困りごとや課題、地域の助け合い・支え合い活動に関する意見、市への要望等
調査実施時期	令和6年8月26日（月）～9月11日（水）の間で日程を調整の上実施

(3) パブリックコメントの実施

計画名	第3期御所市地域福祉計画（案）
募集期間	令和7年2月10日（月）から2月21日（金）まで
公開場所	市役所福祉課窓口及び御所市公式ホームページ
意見数	0件

第2章 御所市の現状と課題

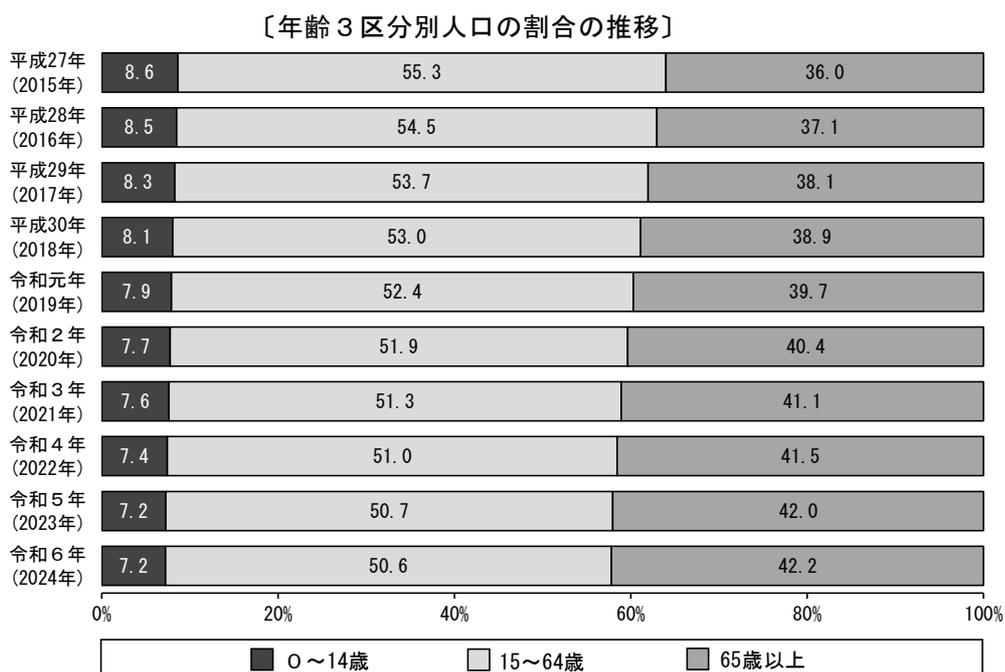
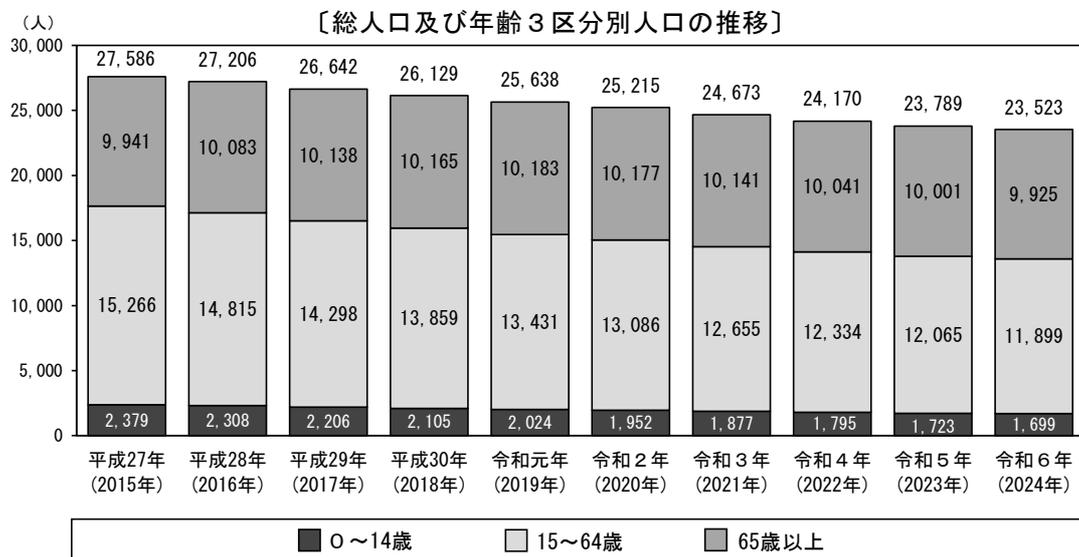
1 統計データ等でみる御所市の状況

(1) 人口・世帯の現状

① 人口の推移と年齢別人口構成

御所市の総人口は、年々減少し、令和6(2024)年3月31日現在の人口は23,523人で、平成27(2015)年から4,063人減少(14.7%減)しています。

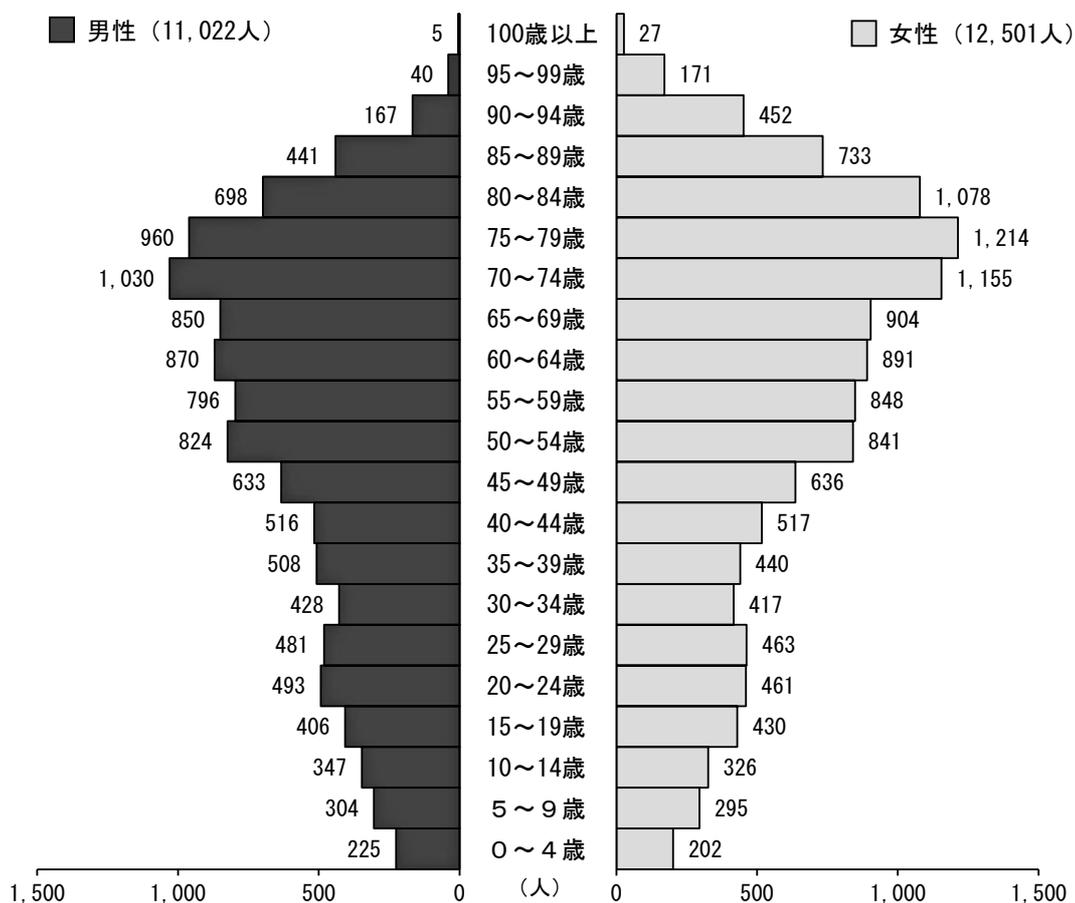
御所市の年齢3区分別人口の割合の推移をみると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)の割合は減少している一方で高齢者人口(65歳以上)の割合は上昇しており、総人口に占める高齢者人口の割合である高齢化率は令和2(2020)年には40%を超え、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料) 住民基本台帳(令和5(2023)年までは9月30日現在、令和6(2024)年は3月31日現在(仮))

御所市の令和6(2024)年の性別・年齢5歳階級別の人口構成(人口ピラミッド)は、下図のようになっています。男性は70～74歳、女性は75～79歳の人口が最も多く、次いで男性は75～79歳、女性は70～74歳が多くなっています。一方、15歳以上64歳以下の人口をみると、男性は15～19歳、女性は30～34歳が最も少なくなっています。

〔御所市の人口ピラミッド(性別・年齢5歳階級別人口構成)〕



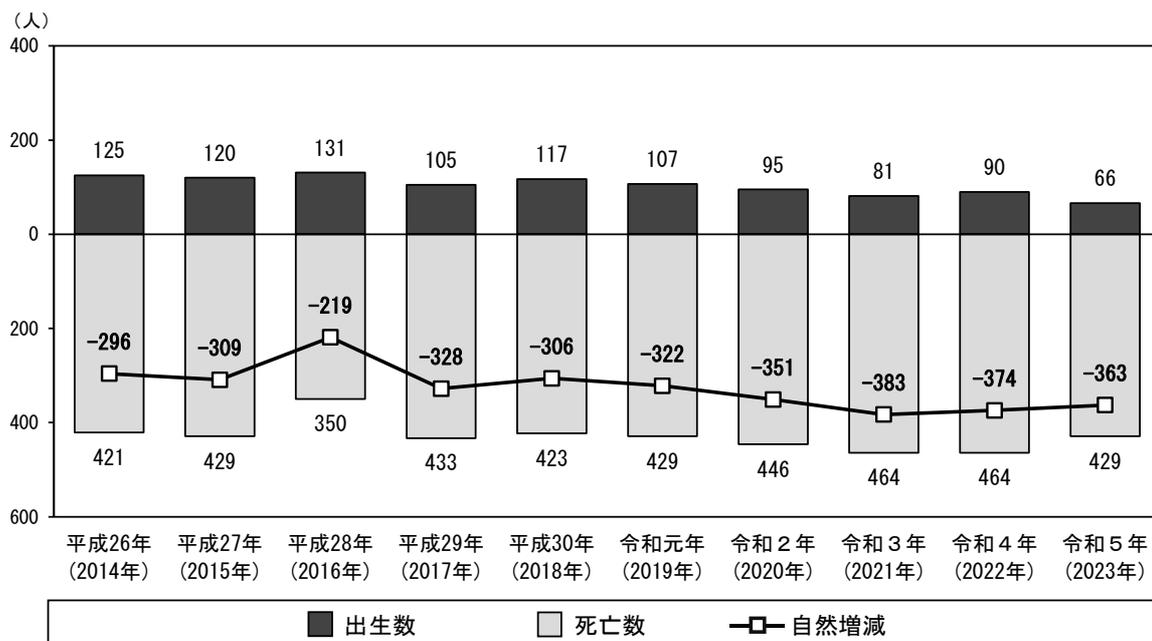
資料) 住民基本台帳(令和6(2024)年3月31日現在)

② 人口動態

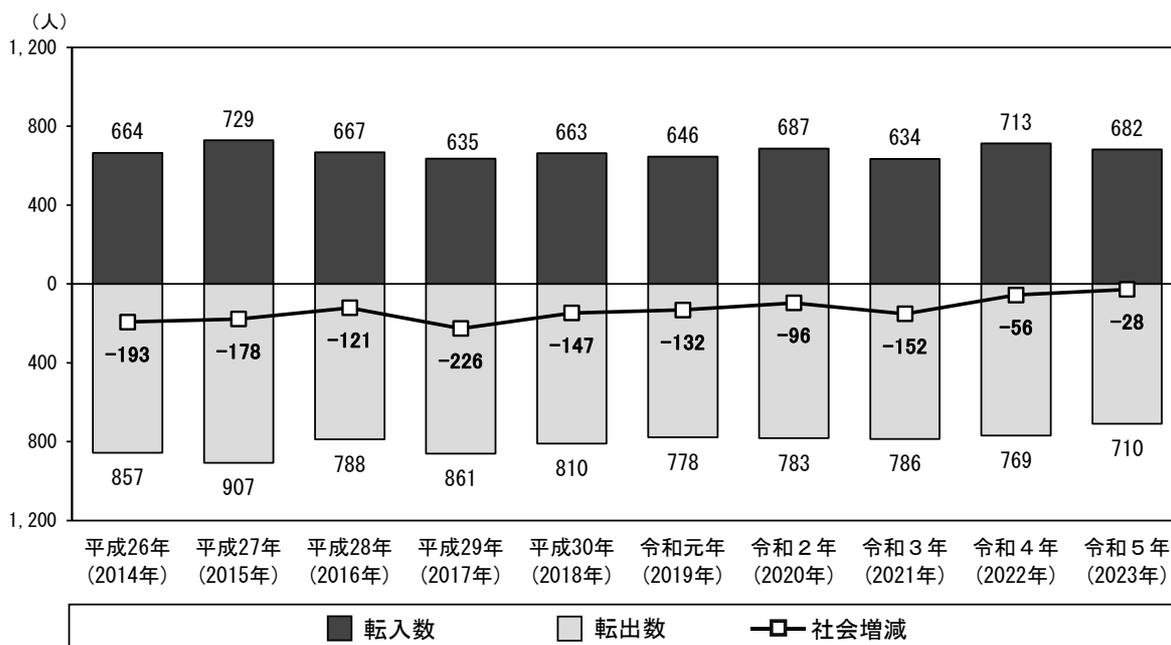
御所市の人口の自然動態の推移をみると、過去10年間の出生数は概ね減少傾向、死亡数は概ね増加傾向にあります。死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続き、令和5(2023)年は363人の自然減となっています。

また、御所市の社会動態の推移をみると、過去10年間の転出数は転入数を上回り、令和5(2023)年は28人の社会減となっています。

〔自然動態の推移〕



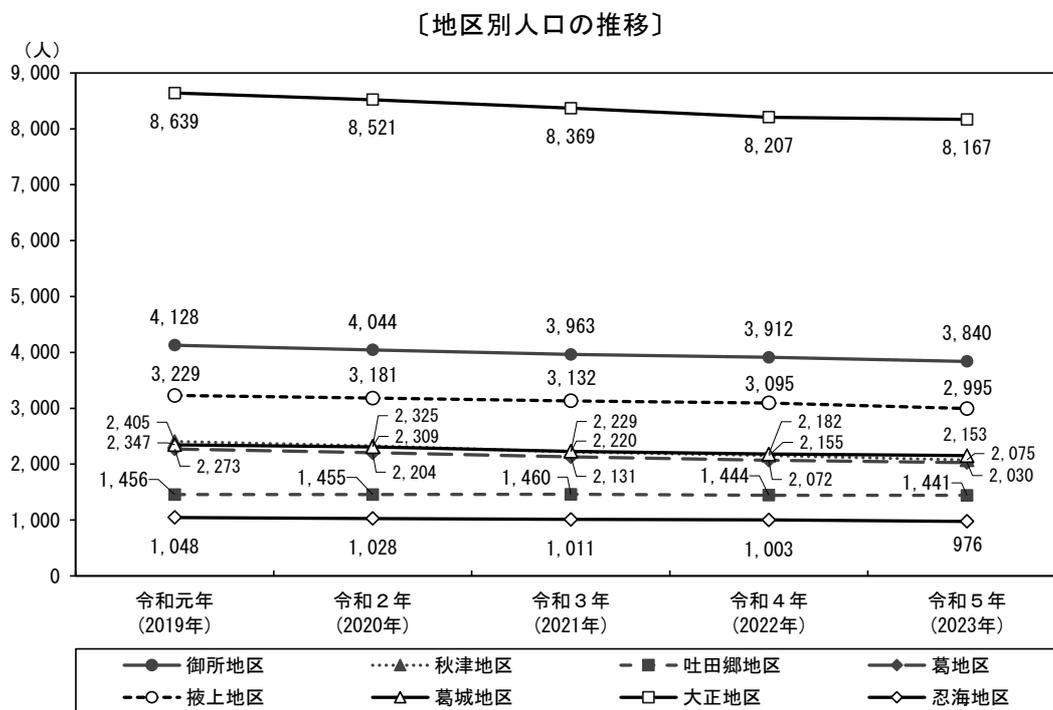
〔社会動態の推移〕



資料) 住民基本台帳(各年12月末現在)

③ 地区別人口の状況

御所市の地区別の人口をみると、大正地区、御所地区、掖上地区の順で多くなっています。過去5年間の推移をみると、人口は全ての地区で概ね減少傾向にあります。

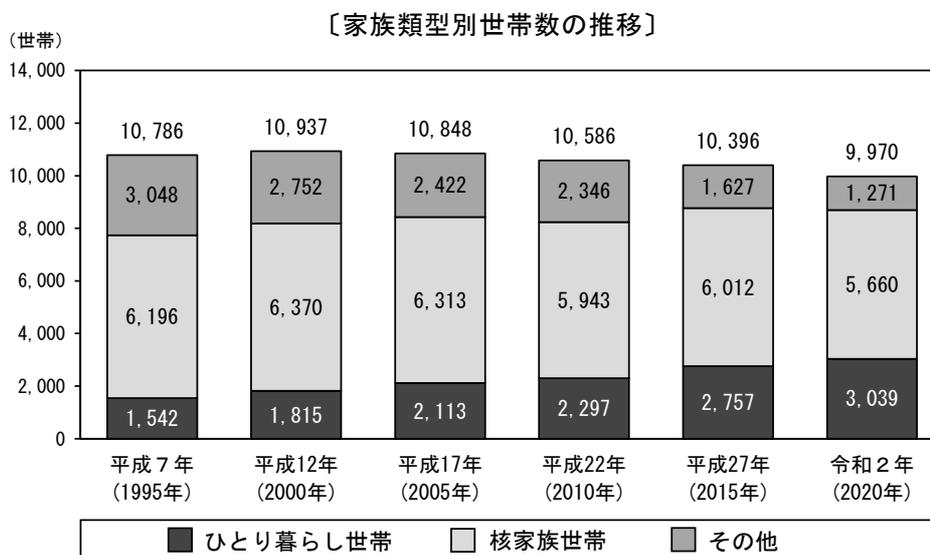


資料) 住民基本台帳 (各年12月末現在)

④ 世帯の状況

御所市の一般世帯数の推移をみると、平成12(2000)年をピークに以降は減少傾向にあり、令和2(2020)年では9,970世帯となっています。

家族類型別でみると、核家族世帯は減少傾向ですが、ひとり暮らし世帯数は増加傾向にあり、伸びが大きくなっています。



資料) 国勢調査

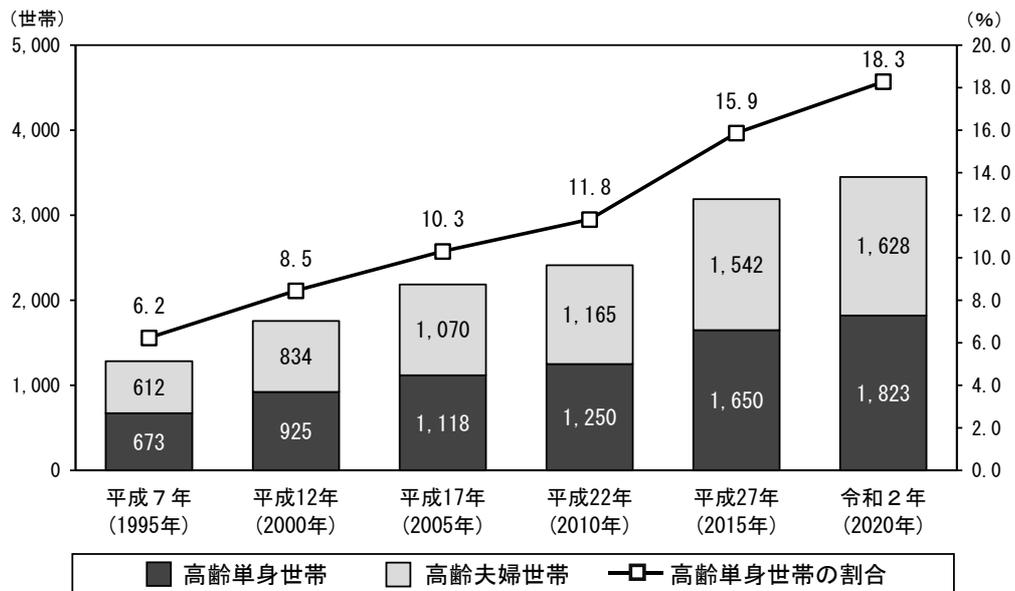
(2) 高齢者の現状

① 高齢者世帯の状況

御所市の高齢者のいる世帯数の推移をみると、高齢単身世帯(高齢者ひとり暮らし世帯)、高齢夫婦世帯(高齢者夫婦のみの世帯)はいずれも増加傾向にあります。

高齢単身世帯数が一般世帯数に占める割合も上昇し続けており、平成7(1995)年の6.2%に対し令和2(2020)年では18.3%と、20年間で約3倍となっています。

〔高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数の推移〕



※高齢夫婦世帯は、夫及び妻の年齢が65歳以上の夫婦のみの一般世帯

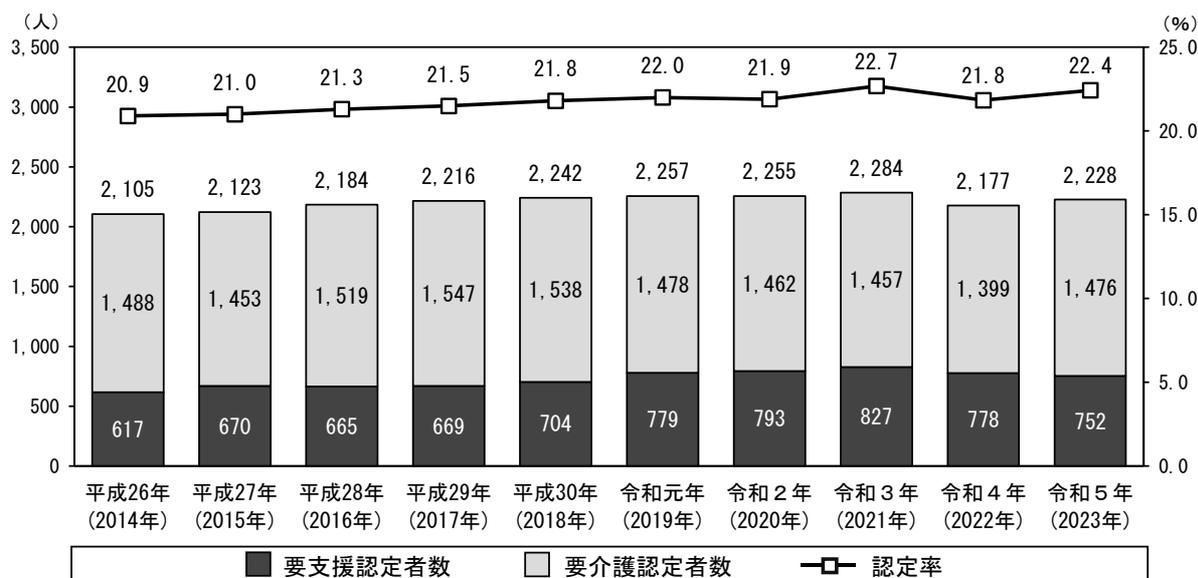
資料) 国勢調査

② 要介護等認定者の状況

御所市の要介護等認定者数の推移をみると、令和3(2021)年までは増加傾向にありましたが、以降横ばいであり、令和5(2023)年では2,228人となっています。

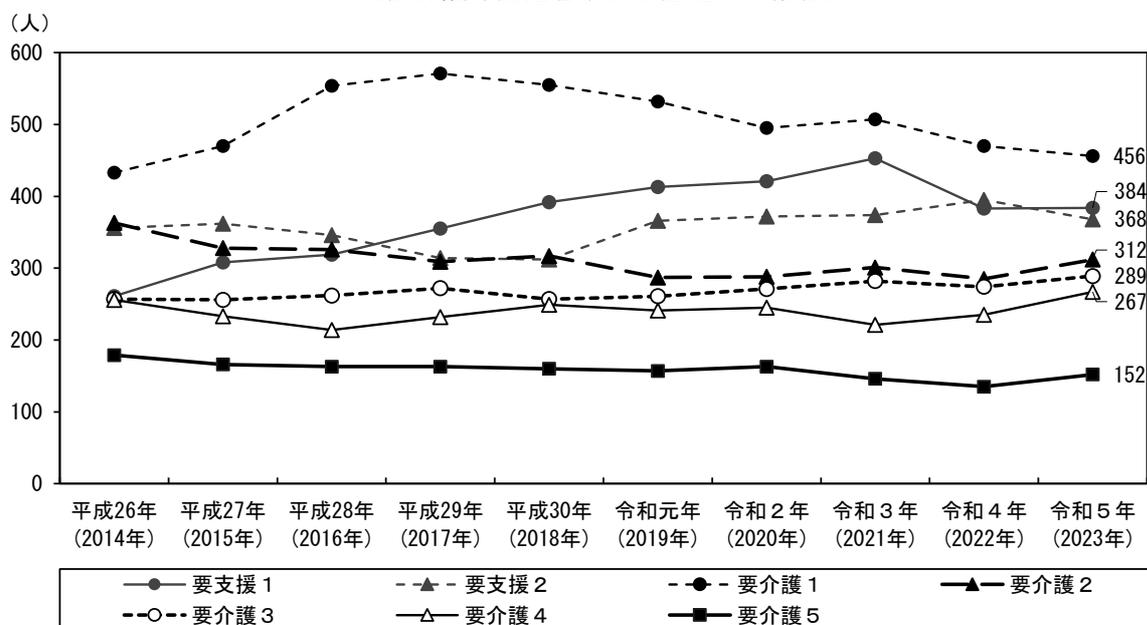
認定率(第1号被保険者数に占める認定者数の割合)も同様に令和3(2021)年までは上昇していましたが、令和4(2022)年に減少したものの令和5(2023)年は微増しています。要介護度別で推移をみると、要介護1、要介護5では減少傾向となっています。

〔要介護等認定者数及び認定率の推移〕



資料) 介護保険課及び「介護保険事業状況報告」(各年9月30日現在)

〔要介護等認定者数及び認定率の推移〕

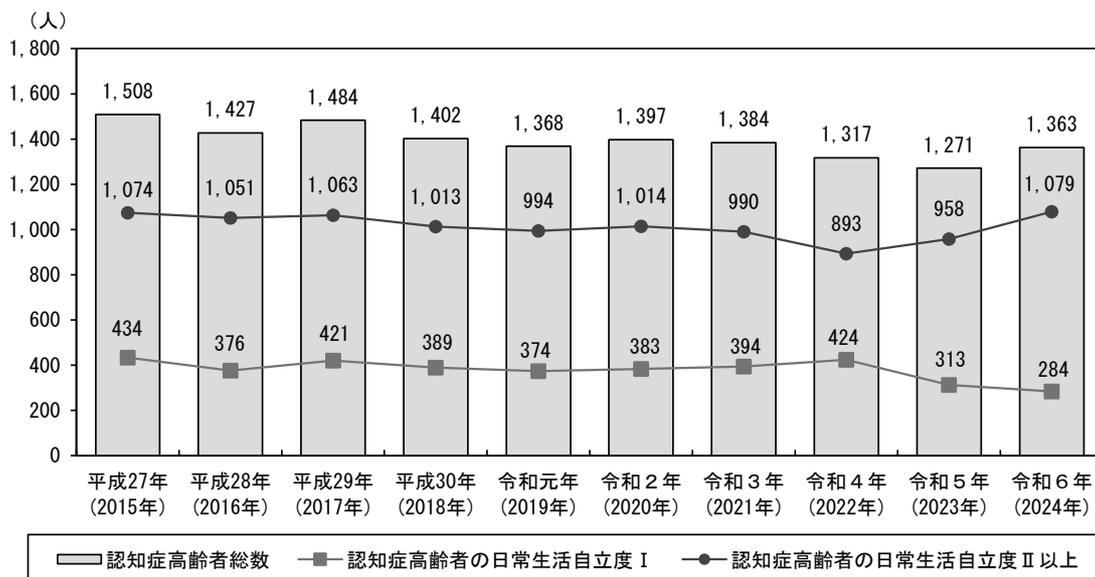


資料) 介護保険課及び「介護保険事業状況報告」(各年9月30日現在)

③ 認知症高齢者等の状況

御所市の認知症高齢者等全体のうち、日常生活自立度がⅡ以上の人数の推移をみると、増加傾向にあり、令和6(2024)年では1,079人となっており、認知症高齢者等全体の79.2%を占めています。

〔日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者数の推移〕



資料) 介護保険課 (各年3月31日現在)

※認知症高齢者の日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すものです。ランクⅠからⅤまで合計9つに分類されています。

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる。
	Ⅱ a 家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。 Ⅱ b 家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	Ⅲ a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。 Ⅲ b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
Ⅴ	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

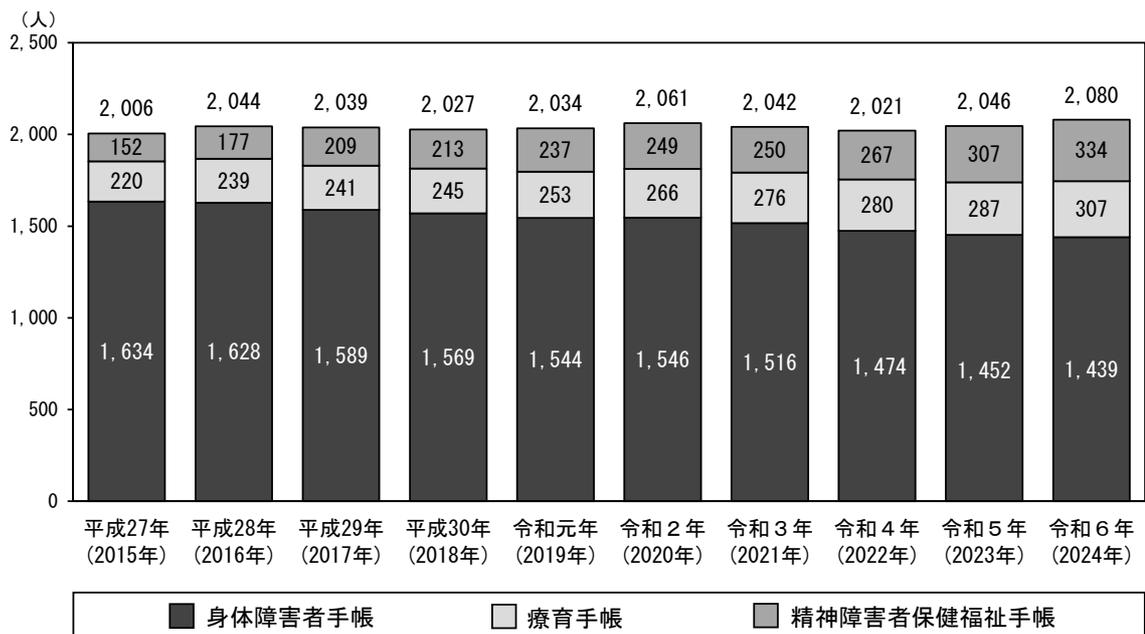
(3) 障がいのある人の現状

① 障がい者（児）の状況

御所市の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者数は微増しており、令和6（2024）年では2,080人となっています。

手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳は減少傾向にあります。一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳はともに増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の伸びが大きくなっています。

〔障害者手帳所持者数の推移〕



資料）福祉課（各年4月1日現在）

御所市の身体障害者手帳所持者の状況を見ると、等級別では4級、年齢別では65歳以上、障がいの種別では肢体不自由の所持者が、それぞれ最も多くなっています。

療育手帳所持者の状況では、等級別ではB2（軽度）、年齢別では18歳以上の所持者が、それぞれ最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況では、等級別では2級、年齢別では64歳未満の所持者が、それぞれ最も多くなっています。

〔身体障害者手帳所持者の状況〕

等級	人数 (人)	割合 (%)
1級	373	25.9
2級	185	12.9
3級	257	17.9
4級	404	28.1
5級	99	6.9
6級	121	8.4
計	1,439	100.0

	人数 (人)	割合 (%)	人口 (人)	人口に 占める割合 (%)
18歳未満	11	0.8	2,192	0.5
18～64歳	275	19.1	11,406	2.4
65歳以上	1,153	80.1	9,925	11.6
計	1,439	100.0	23,523	6.1

障がいの種別	人数 (人)	割合 (%)
視覚障がい	83	5.8
聴覚・平衡機能障がい	183	12.7
音声・言語・咀嚼機能障がい	16	1.1
肢体不自由	716	49.8
内部障がい	441	30.6
計	1,439	100.0

〔療育手帳所持者の状況〕

等級	人数 (人)	割合 (%)
A 1 (最重度)	43	14.3
A 2 (重度)	69	22.9
B 1 (中度)	80	26.6
B 2 (軽度)	109	36.2
計	301	100.0

	人数 (人)	割合 (%)	人口 (人)	人口に 占める割合 (%)
18歳未満	94	30.6	2,192	4.3
18歳以上	213	69.4	21,331	1.0
計	307	100.0	23,523	1.3

〔精神障害者保健福祉手帳所持者の状況〕

等級	人数 (人)	割合 (%)
1級	49	14.4
2級	216	63.3
3級	76	22.3
計	341	100.0

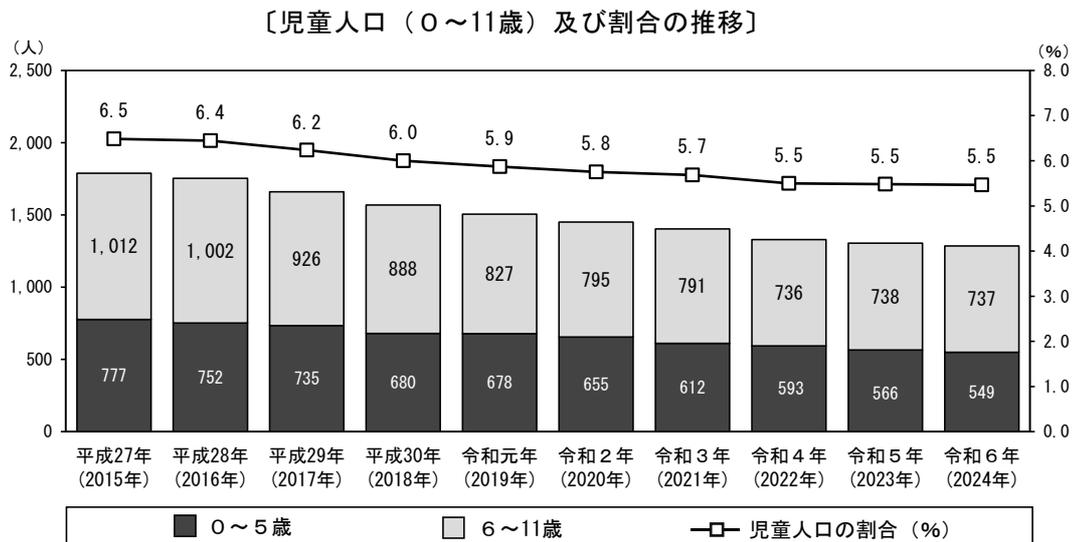
	人数 (人)	割合 (%)	人口 (人)	人口に 占める割合 (%)
64歳未満	282	82.7	13,598	2.1
65歳以上	59	17.3	9,925	0.6
計	341	100.0	23,523	1.4

資料) 手帳所持者数: 福祉課 人口: 住民基本台帳 (令和6(2024)年3月末現在)

(4) 子ども・子育て世帯の現状

① 児童人口の推移

御所市の児童人口（0～11歳の人口）の推移をみると、0～5歳、6～11歳ともに減少傾向にあり、平成27(2015)年と比べて0～5歳は228人減、6～11歳は275人減となっています。また、総人口に占める児童人口の割合も低下傾向にありましたが、令和4(2022)年以降横ばいとなり、令和6(2024)年で5.5%となっています。

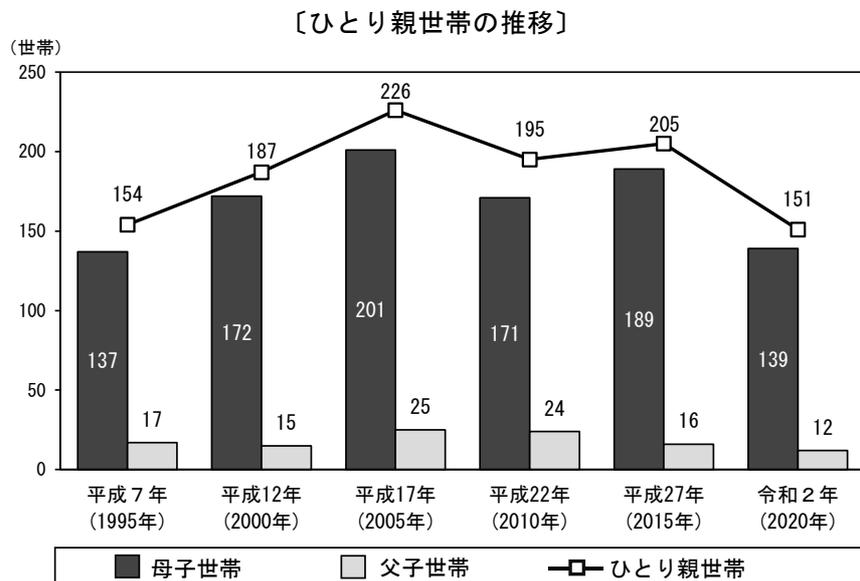


資料) 住民基本台帳 (令和5(2023)年までは9月30日現在、令和6(2024)年は3月31日現在(仮))

② ひとり親世帯の状況

御所市のひとり親世帯数（母子世帯数と父子世帯数の合計）の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和2(2020)年は151世帯と平成27(2015)年に比べ54世帯減少しています。

また、ひとり親世帯数の内訳をみると、令和2(2020)年の母子世帯は139世帯、父子世帯は12世帯と過去20年で最も少なくなっています。

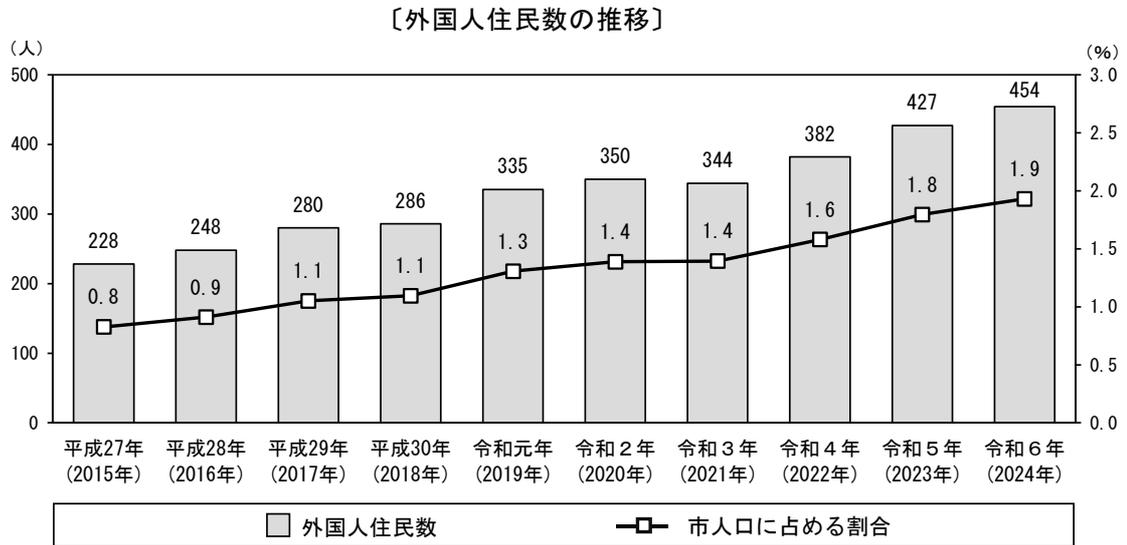


資料) 国勢調査

(5) 外国人住民の現状

① 外国人住民の状況

御所市に居住する外国人は概ね年々増加しており、令和6(2024)年の外国人住民数は454人となっています。御所市の総人口に占める外国人住民数の割合も上昇傾向にあり、令和6(2024)年では1.9%となっています。

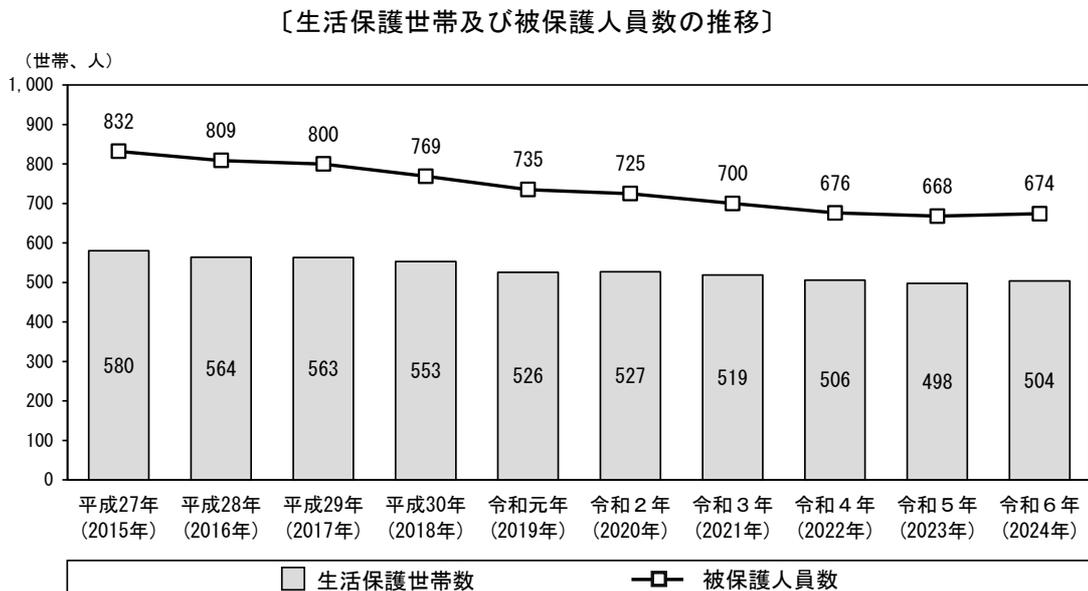


資料) 市民課 (令和5(2023)年までは9月30日現在、令和6(2024)年は3月31日現在(仮))

(6) 生活保護世帯の現状

① 生活保護世帯の状況

御所市の生活保護世帯及び被保護人員数の推移をみると、世帯数、人員数ともに減少傾向にあり、令和6(2024)年では504世帯、674人となっています。



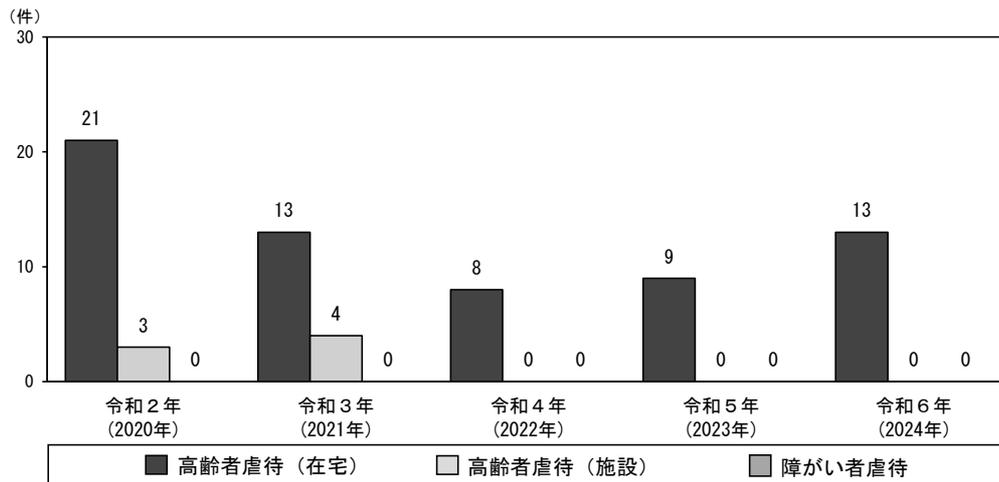
資料) 福祉課 (各年3月末現在)

(7) 虐待・DVの現状

① 虐待相談の推移

御所市の高齢者虐待、障がい者虐待に関する相談件数の推移をみると、在宅での高齢者虐待相談は令和4(2022)年までは減少傾向でしたが、令和5(2023)年以降は増加傾向となっており、令和6(2024)年は13件となっています。一方、施設での高齢者虐待、障がい者虐待に関する相談は令和4(2022)年以降ありませんでした。

〔相談件数（高齢者虐待、障がい者虐待）の推移〕

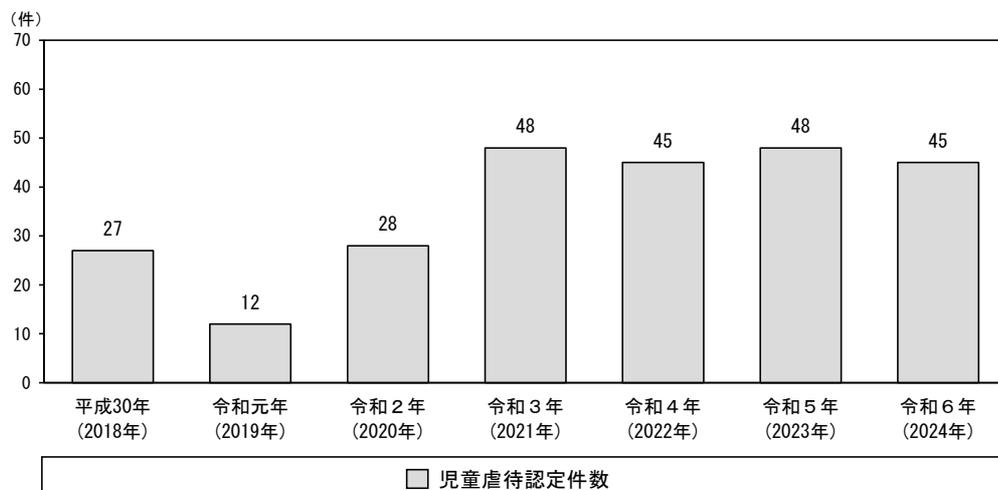


資料) 高齢対策課・介護保険課・福祉課（各年3月末現在）

② 児童虐待の状況

御所市の児童虐待認定件数の推移をみると、令和3(2021)年以降横ばいで推移しており、令和6(2024)年では45件となっています。

〔児童虐待認定件数の推移〕



資料) こども家庭センター（各年3月末現在）

(8) 地域活動の現状

① ボランティアの登録状況

御所市社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録状況（令和6（2024）年3月31日現在）は、下記のとおりです。

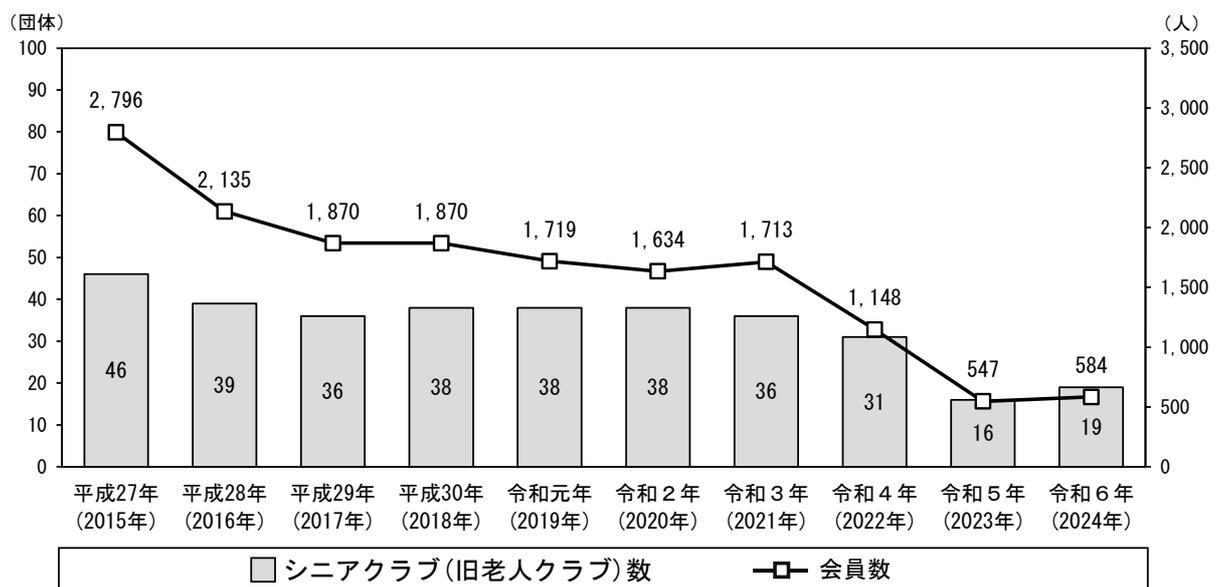
〔ボランティアの登録状況〕

団体数（件）	31
登録者数（人）	1,117
個人（件）	103
（団体としての）活動の種類（件）	交流 18、高齢者支援 14、障がい者支援 1、子育て・青少年支援 8、スポーツ・運動 9、音楽 7、環境保全 5、食育・健康 7、その他 3

② シニアクラブ（旧老人クラブ）の状況

御所市の老人クラブは、団体数、会員数ともに減少傾向にあり、令和6（2024）年では19団体584人となっています。

〔シニアクラブ（旧老人クラブ）の状況〕



資料) 高齢対策課 (各年3月末現在)

2 アンケート調査・関係団体ヒアリングの結果でみる御所市の地域福祉の現状

(1) 市民アンケート調査結果から

15歳以上の市民2,000人を対象に実施した市民アンケートから、主な結果を抜粋し、市民の地域福祉に関する意識や実態の傾向とそこから見える問題点をみていきます。「前回調査」とは、平成23年度(2011年度)に実施した調査の結果を示しています。

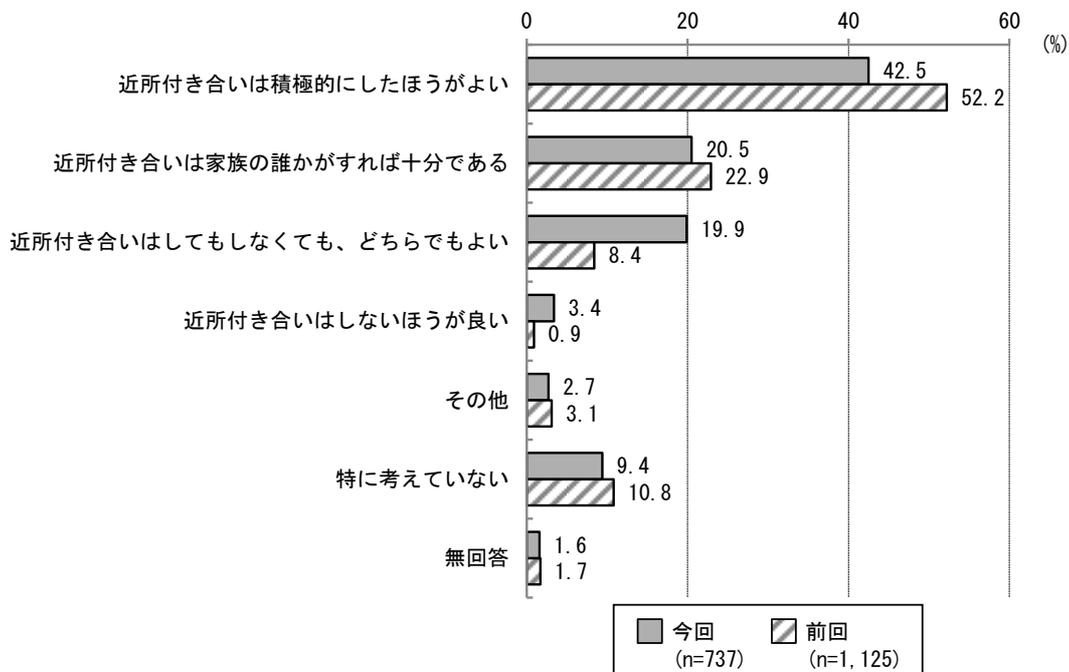
なお、調査実施の概要については、6ページを参照してください。また、このページ以降に示す図表の回答結果の割合(%)は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単一回答(複数の選択肢からひとつを選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

■ 地域福祉の土台となる近所付き合いに積極的な市民が減少している一方で、大部分の市民は地域住民どうしの自主的な助け合い、支え合いは必要と考えている

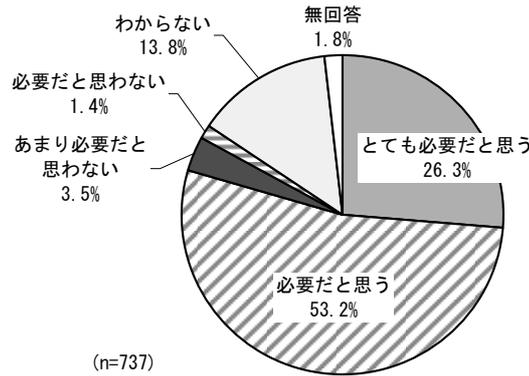
地域での助け合いや福祉活動を進める上で基本となる近所付き合いのしかたに対する市民の意識をみると、「近所付き合いは積極的にしたほうがよい」が42.5%で最も多いものの、前回調査の結果に比べ、「近所付き合いは積極的にしたほうがよい」の割合は減り、「近所付き合いはしてもしなくても、どちらでもよい」が増加しています。

一方、地域の様々な生活課題、たとえば見守りや声かけ、防災といった課題に対する地域住民どうしの自主的な助け合い、支え合いについては、「とても必要だと思う」と「必要だと思う」を合わせた割合が79.5%を占めています。

【近所付き合いに関する考え】



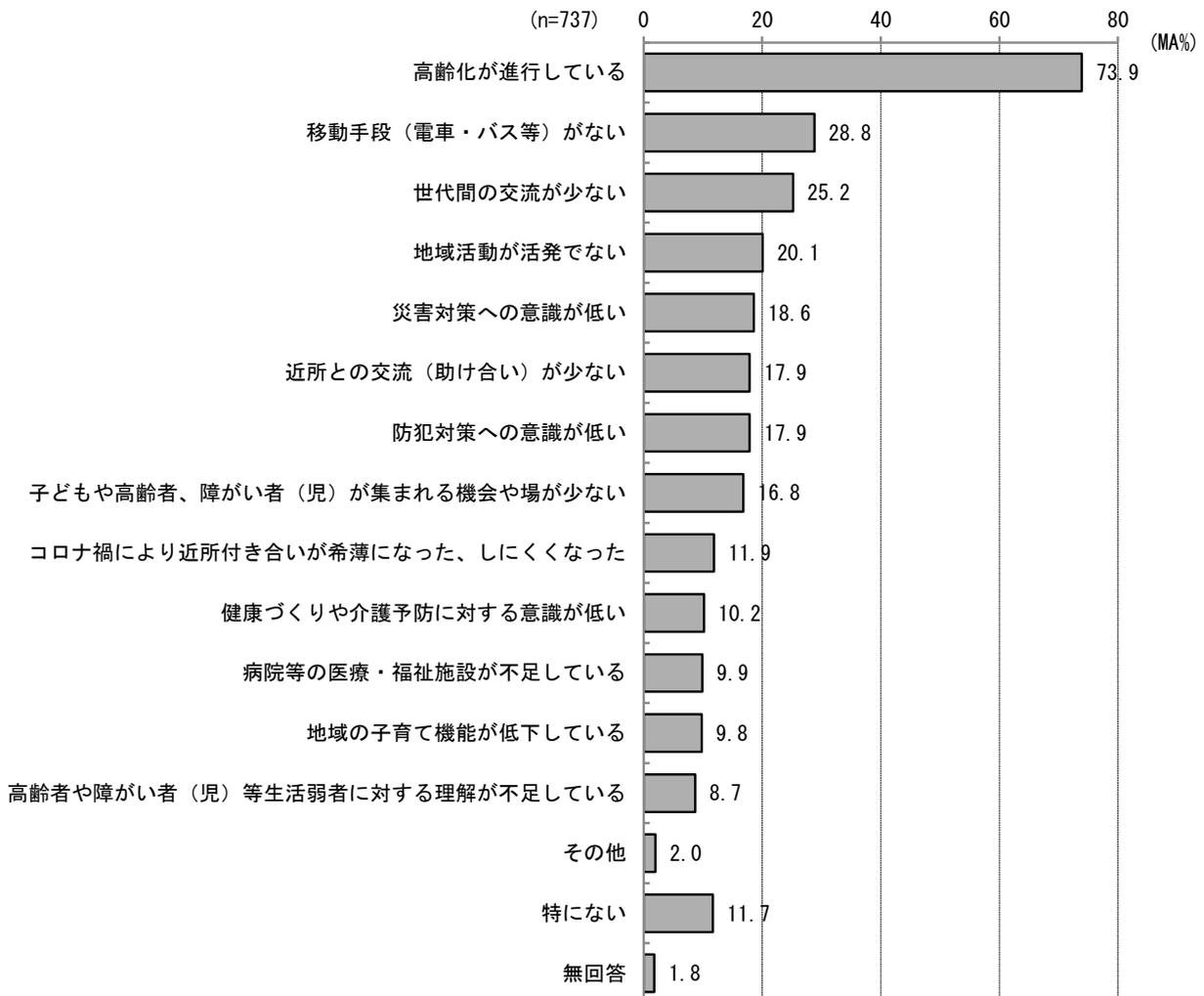
【地域住民どうしの助け合い、支え合いの関係の必要性】



■ 高齢化の進行が地域で抱える様々な問題の背景にある

御所市では高齢化率が40%を超えており、今後も少子高齢化が益々進むことが予想される中、市民が地域の問題や課題としてとらえていることは、「高齢化が進行している」(73.9%)が最も多くなっています。これに次いで「移動手段(電車・バス等)がない」(28.8%)や「世代間の交流が少ない」(25.2%)が上位となっており、移動手段や世代間交流の問題は、高齢化の進行の影響が背景にあるものと考えられます。

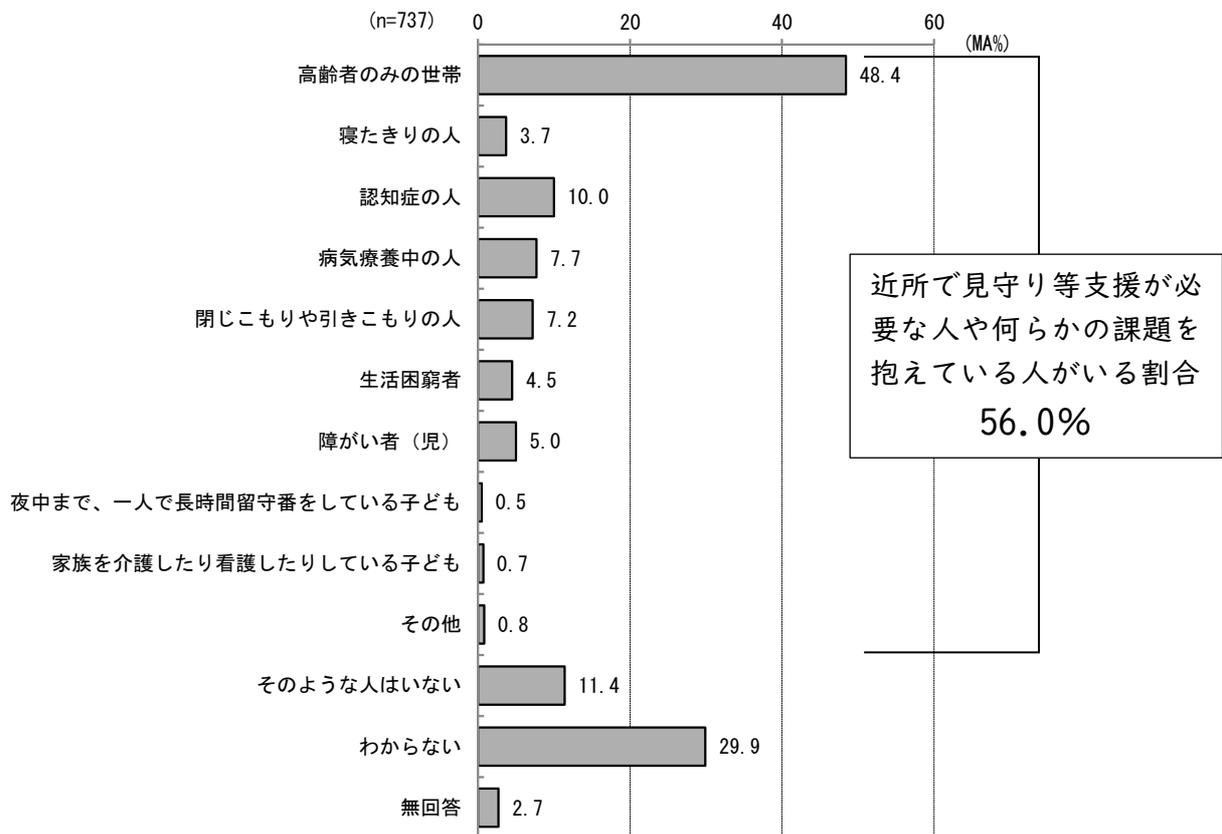
【地域の問題や課題】



■ 近所で支援が必要な人や気にかかる人として「高齢者のみの世帯」が多い

高齢化の進行に伴い、近所で見守り等支援が必要な人や何らかの課題を抱えている人として、「高齢者のみの世帯」が48.4%で最も多くなっています。

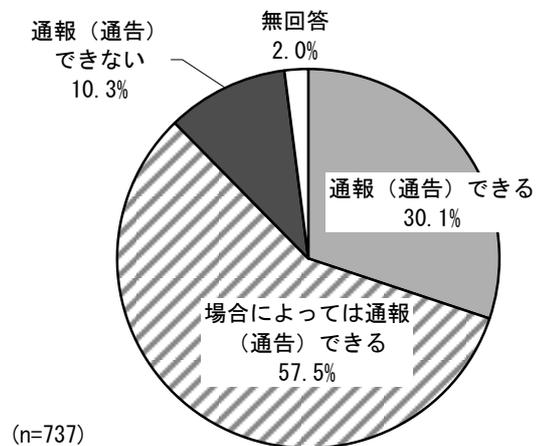
【見守り等支援が必要な人や何らかの課題を抱えている人の有無】



■ 虐待を見聞きしても通報（通告）できないと回答した市民は10人にひとり

子どもや高齢者・障がい者に対する虐待や暴力を見聞きした場合、通報できると回答した市民は、87.6%（「通報（通告）できる」30.1%+「場合によっては通報（通告）できる」57.5%）と大部分を占めています。一方、「通報（通告）できない」は10.3%となっています。

【虐待や暴力を見聞きした場合の通報（通告）】

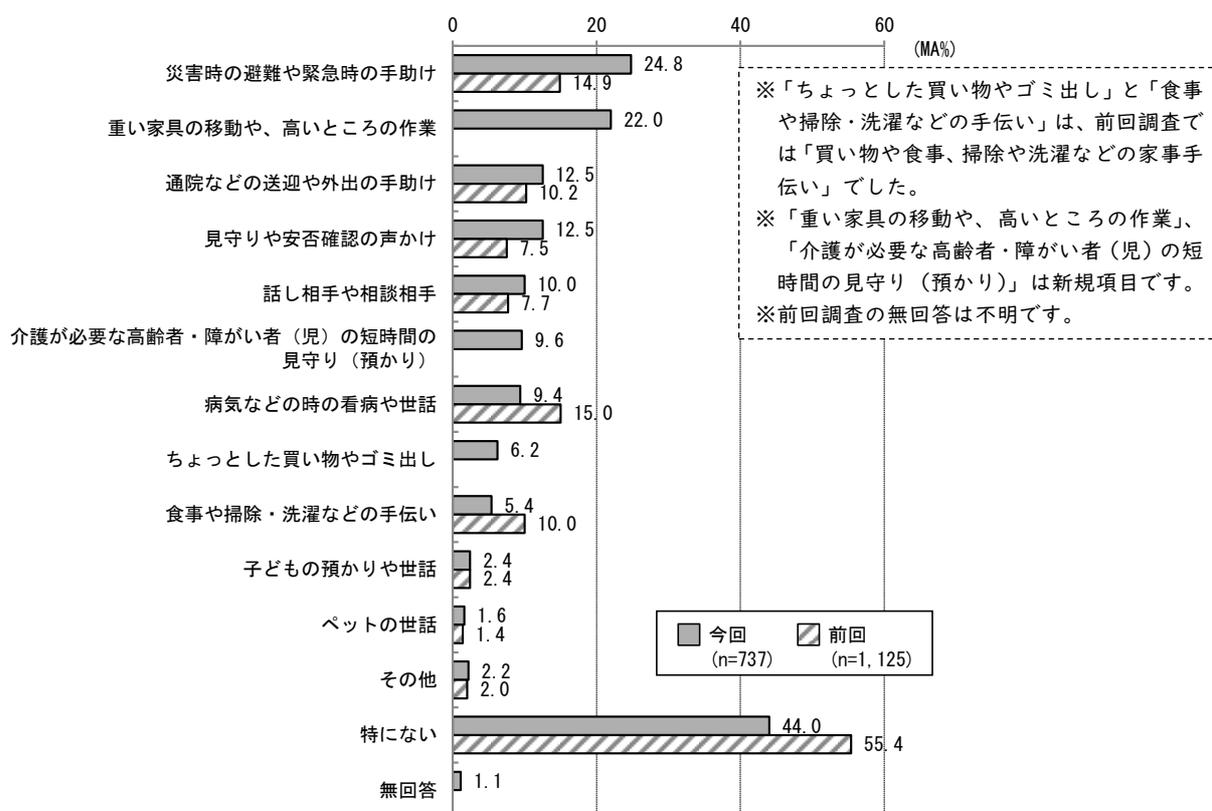


■ 災害発生時の避難などに不安を感じ、「安全な避難場所の確保」を求めている市民は少ない

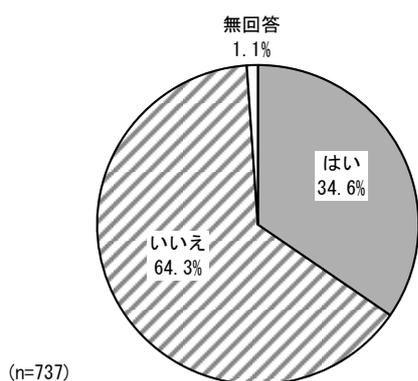
近所付き合いにあまり積極的でない市民が多くなっている一方で、日常生活において手伝ってほしいことをみると、「災害時の避難や緊急時の手助け」が24.8%で最も多く、この割合は、前回調査の結果に比べ増加しています。また、緊急時に手助けが必要と回答した市民は34.6%で、必要な手助けの内容としては、「避難所への誘導」(60.8%)が最も多く、次いで「安否確認や情報伝達などの声かけ」(44.3%)、「救助」(34.1%)となっています。

近年、震災や風水害など国内各地で多数の災害が発生していることや高齢化が進んでいることなどを背景に、災害に不安を感じている市民は少なくないと考えられます。

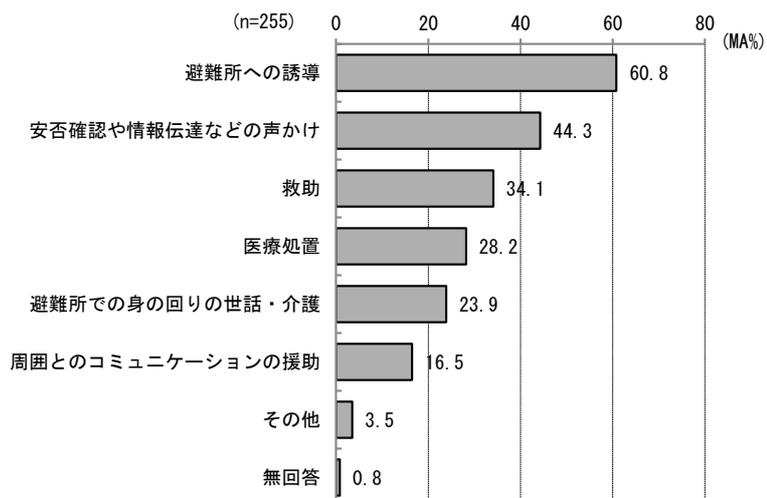
【手伝ってほしいこと】



【緊急時に手助けが必要か】

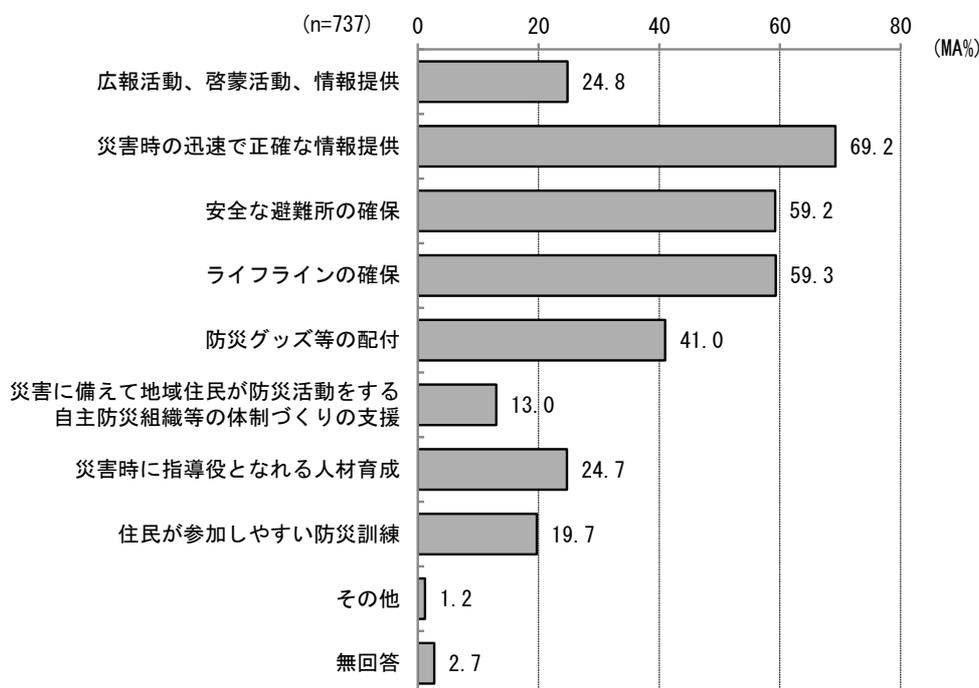


【緊急時にどのような手助けが必要か】



緊急時に市に期待することについては、「災害時の迅速で正確な情報提供」が69.2%で最も多く、次いで「ライフラインの確保」が59.3%、「安全な避難所の確保」が59.2%となっています。

【緊急時に市に期待すること】

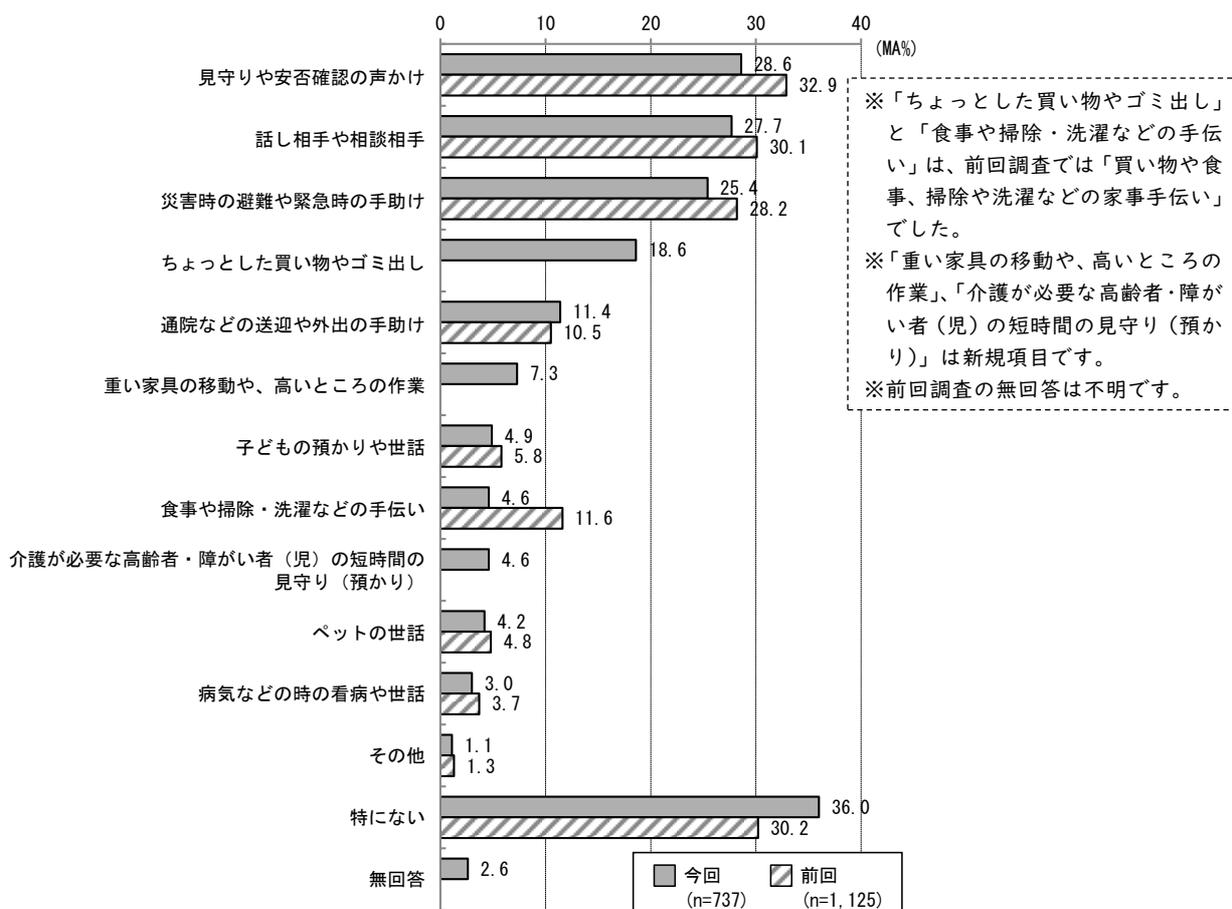


■ 災害などの緊急時の対策が地域での助け合いのきっかけづくりとして重要

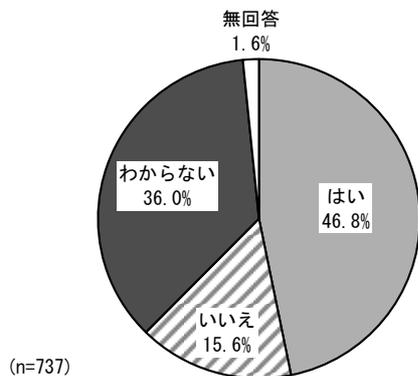
回答者自身が地域の助け合いとしてできそうなことは、「見守りや安否確認の声かけ」(28.6%)や「話し相手や相談相手」(27.7%)、「災害時の避難や緊急時の手助け」(25.4%)などが多くなっています。また、自分自身が緊急時に何かしらの手助けができると回答した方は46.8%と回答者の半数近くを占め、具体的にできることは、「避難所への誘導」(77.7%)や「安否確認や情報伝達などの声かけ」(63.5%)、「周囲とのコミュニケーションの援助」(31.3%)などが多くなっています。

災害などの緊急時の対策が地域での助け合いのきっかけづくりとして重要と考えられます。

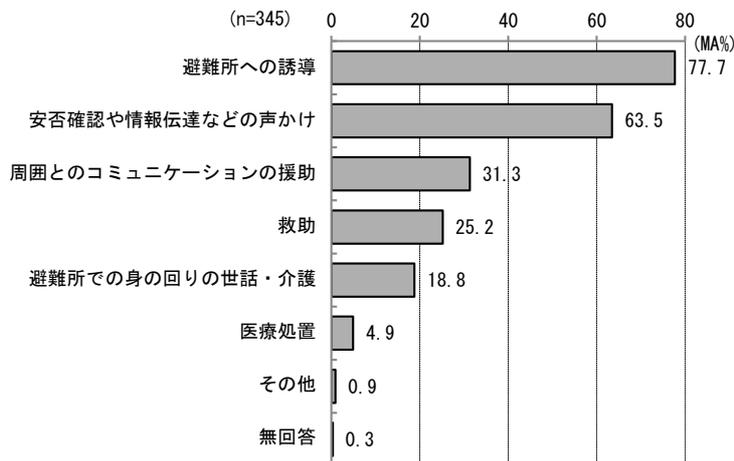
【地域の中の助け合いとしてできそうなこと】



【避難等の手助けができるか】



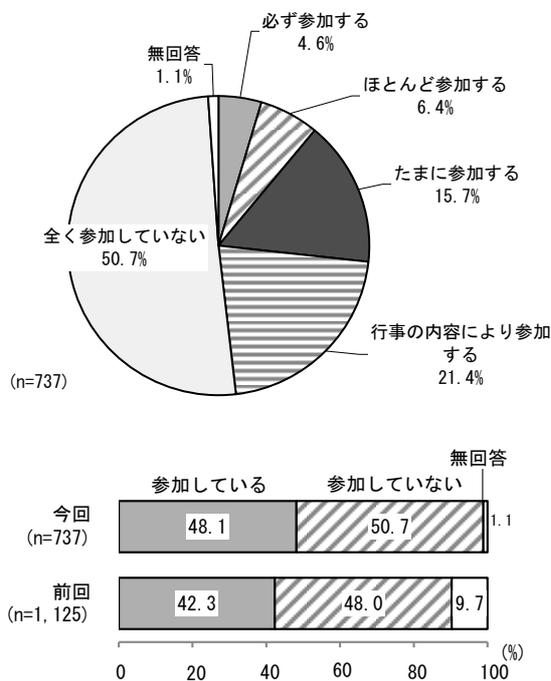
【手助けできる場合のその内容】



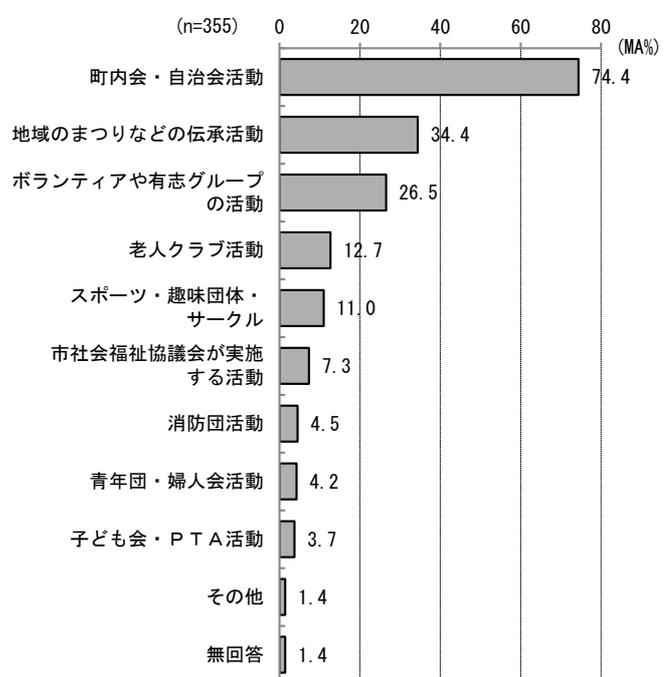
■ 半数近い市民は地域活動やボランティア活動に参加し、その参加者は増加傾向

地域住民どうしの自主的な助け合い、支え合いが必要と考えている市民が約8割を占める中、市民の地域活動やボランティア活動への参加状況をみると、何らかの地域活動やボランティアに参加している市民は48.1%に対し、全く参加していない市民は50.7%で、半数近い市民は活動に参加しています。また、参加割合は、前回調査の結果に比べ、42.3%から48.1%と増加しています。活動内容は、「町内会・自治会活動」(74.4%)が最も多く、次いで「地域のまつりなどの伝承活動」(34.4%)、「ボランティアや有志グループの活動」(26.5%)となっています。また、ボランティアや有志グループの活動に参加する市民の具体的な活動内容は、「清掃・美化に関する活動」(56.4%)が最も多く、「まちづくりに関する活動」(20.2%)、「スポーツ・文化に関する活動」(18.1%)が続いています。

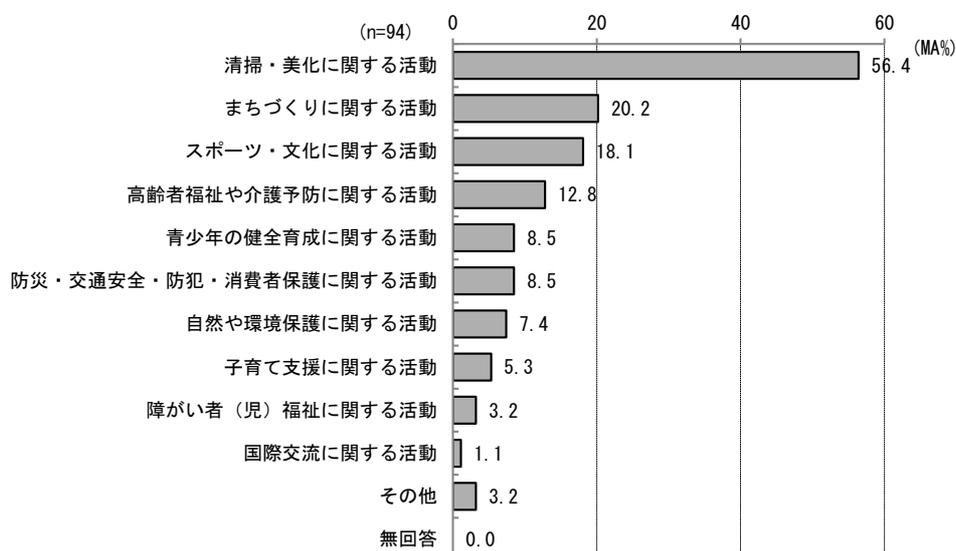
【地域活動やボランティア活動の参加状況】



【参加している活動】



【参加しているボランティア活動】

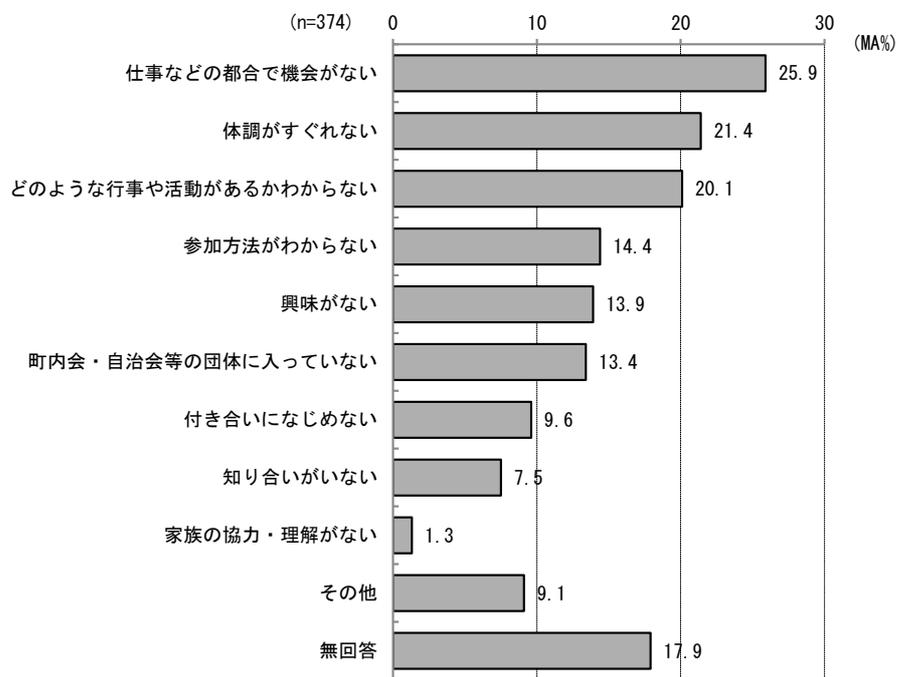


■ 3人にひとりにはボランティアへの参加意向があり、参加しやすい条件や情報発信が重要

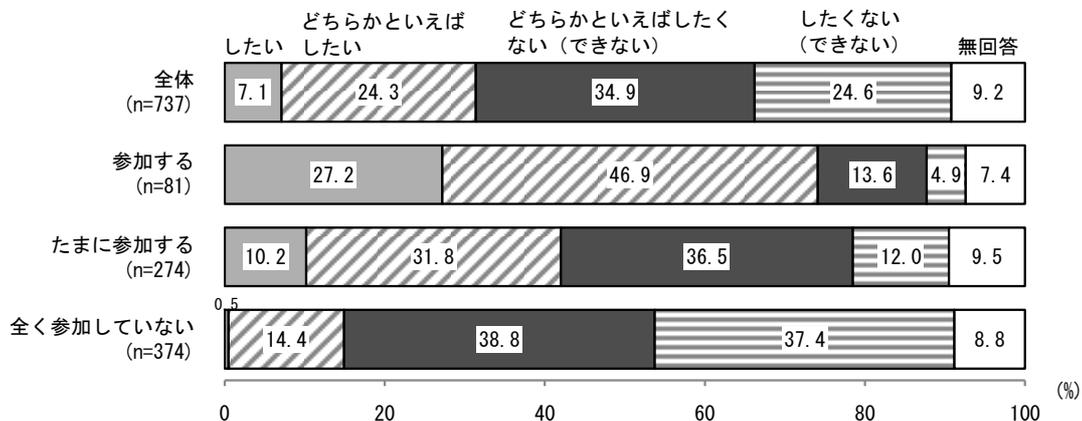
半数（50.7%）の市民は活動に参加していないと回答し、その理由として「仕事などの都合で機会がない」（25.9%）や「体調がすぐれない」（21.4%）、「どのような行事や活動があるかわからない」（20.1%）が多くなっています。

一方、ボランティア活動への今後の参加意向は全体では31.4%となっていますが、現在ボランティア活動に参加していない人の今後のボランティア活動への参加意向は14.9%と、日頃参加する人の割合に比べかなり低くなっています。働いている人でも参加しやすい条件づくりや、ボランティアに少しでも興味・関心を持ってもらえるよう、活動に関する情報提供、情報発信などに引き続き取り組んでいくことが重要と考えられます。

【地域活動やボランティア活動に参加していない理由】



【ボランティア活動の今後の参加意向（地域活動やボランティア活動の参加状況別）】

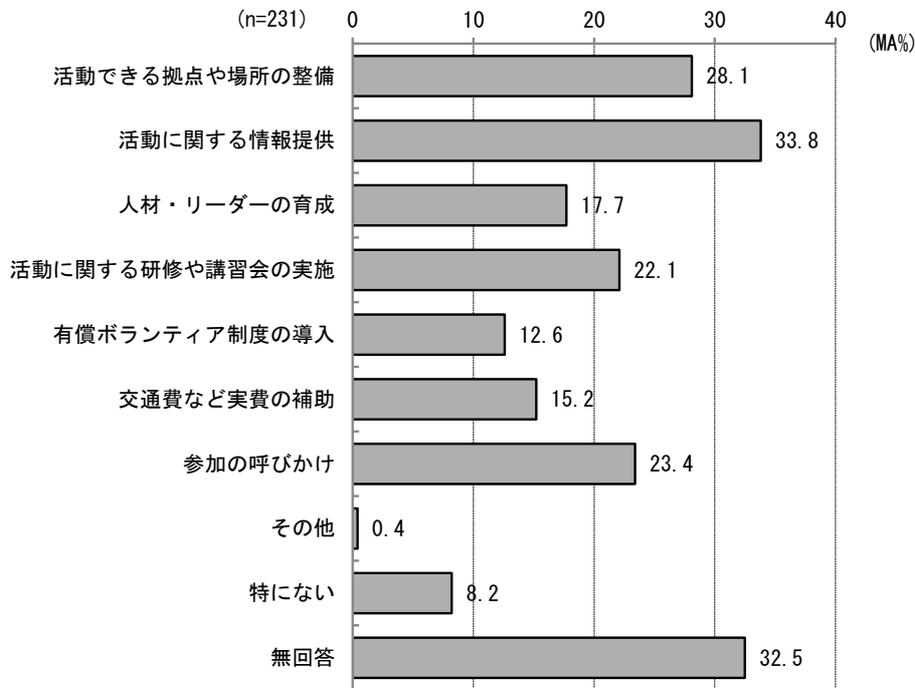


※地域活動やボランティア活動の参加状況別の『参加する』は、(地域活動やボランティア活動に)「必ず参加する」と「ほとんど参加する」の合計、『たまに参加する』は「たまに参加する」と「行事の内容により参加する」の合計で集計しています。

■ ボランティア活動を行うために重要なことは活動に関する情報提供

ボランティア活動に参加するうえで、市に支援してほしいことは、「活動に関する情報提供」が33.8%で最も多く、次いで「活動できる拠点や場所の整備」が28.1%、「参加の呼びかけ」が23.4%となっています。

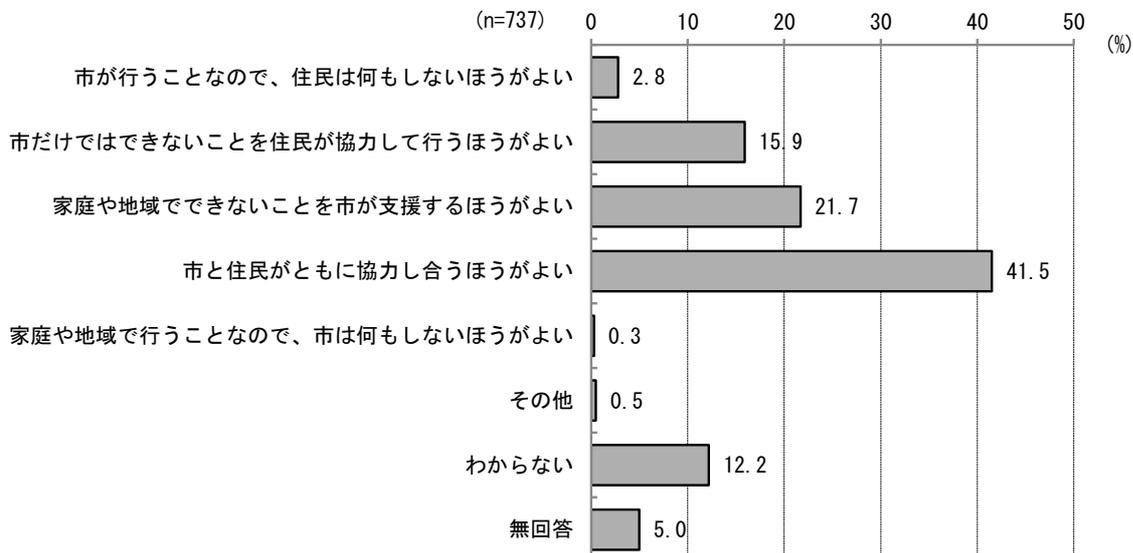
【地域活動やボランティア活動に参加するうえで、市に支援してほしいこと】



■ 地域福祉の推進には、市民と市が協力し補完し合うことが必要

今後地域福祉を進めていくにあたって、「市と住民がともに協力し合うほうがよい」が41.5%で最も多くなっています。これに次いで「家庭や地域でできないことを市が支援するほうがよい」が21.7%、「市だけではできないことを住民が協力して行うほうがよい」が15.9%で、市民と市が協力し補完し合いながら進めていくことが求められています。

【今後地域福祉を進めていくうえでの市と地域住民との関係性】

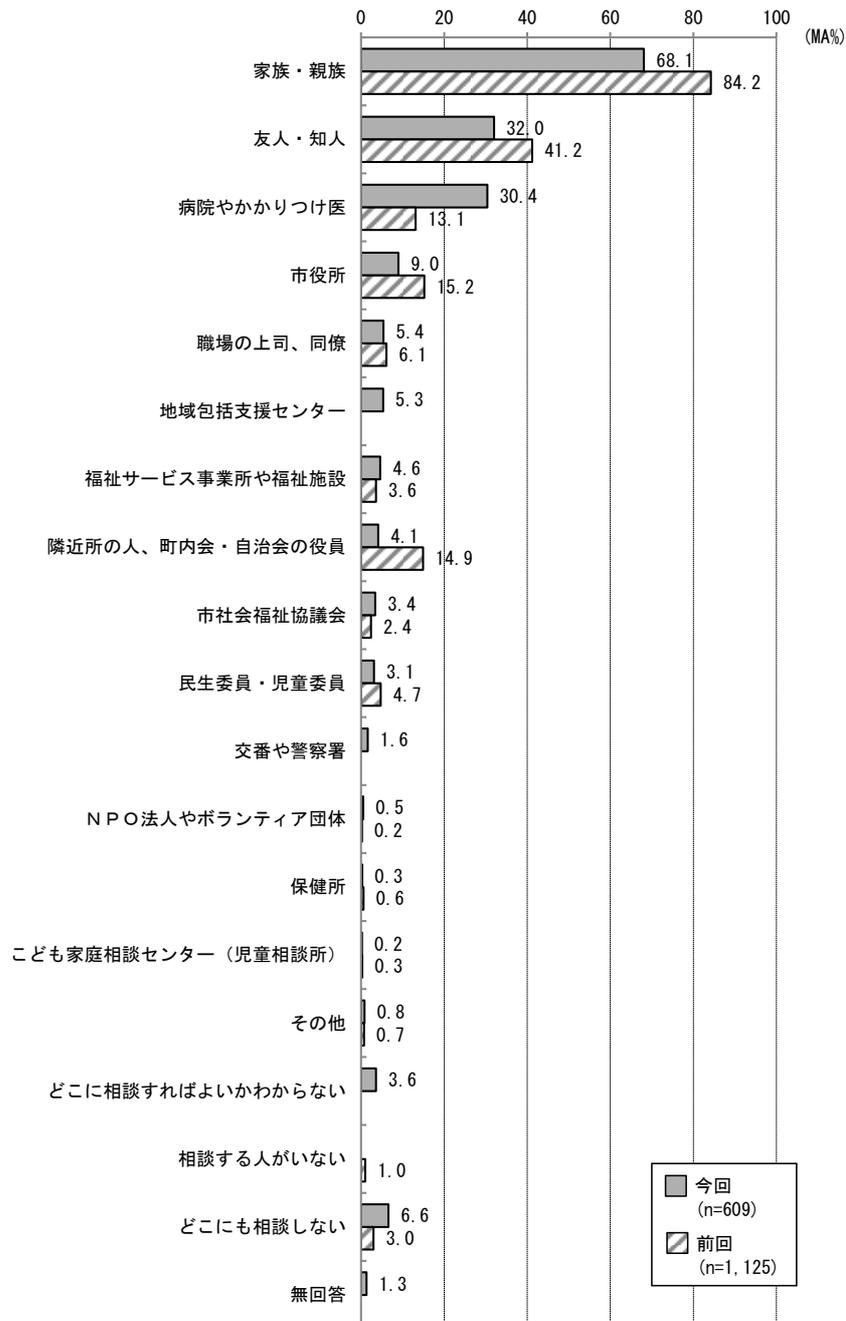


■ 相談先がわからない、どこにも相談しないという回答が一定数存在

不安や悩みの相談相手は、前回調査の結果同様、「家族・親族」(68.1%)が最も多くなっています。これに次いで「友人・知人」(32.0%)、「病院やかかりつけ医」(30.4%)で、「病院やかかりつけ医」の割合は前回調査の結果に比べ13.1%から30.4%と17.3ポイント増加しています。

また、全体の割合としては少ないものの、「どこに相談すればよいかわからない」が3.6%となっています。この回答から、「相談したいが相談できていない」人が一定数存在することがわかります。

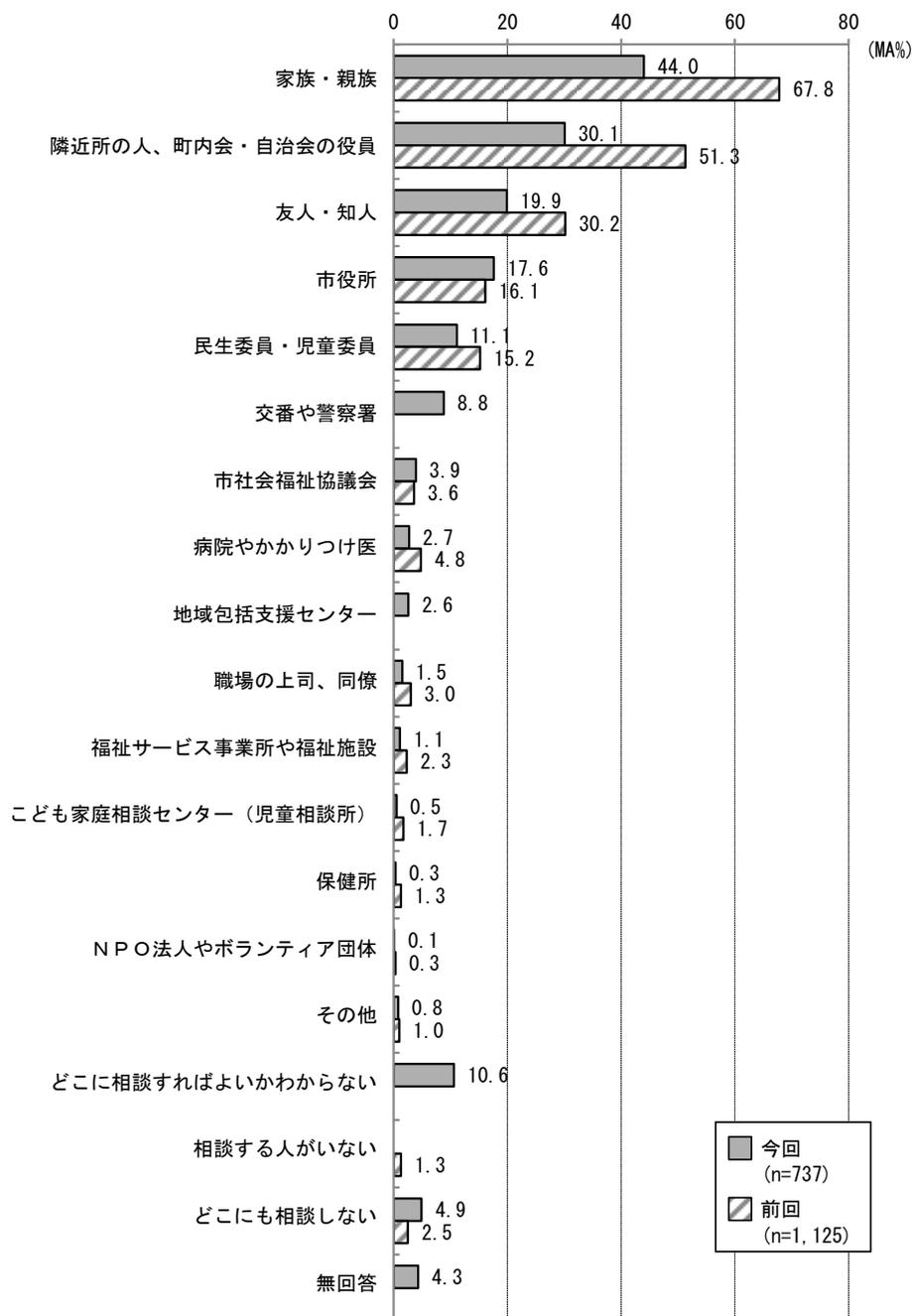
【不安や悩みについての相談相手】



※ 「地域包括支援センター」、「交番や警察署」「どこに相談すればよいかわからない」は新規項目です。
 ※ 「福祉サービス事業所や福祉施設」は、前回調査では「各種の社会福祉施設」でした。
 ※ 前回調査の「相談する人がいない」は、今回設けていません。
 ※ 前回調査の無回答は不明です。

隣近所の人の様子が気になったときの相談先は、「家族・親族」(44.0%)が最も多くなっています。これに次いで「隣近所の人、町内会・自治会の役員」(30.1%)、「友人・知人」(19.9%)となっています。いずれの割合も、前回調査の結果に比べ減少しており、御所市においても近隣関係の希薄化が進んでいることがわかります。また、この設問でも、「どこに相談すればよいかわからない」(10.6%)、「どこにも相談しない」(4.9%)が15%程度存在しています。

【隣近所の人の様子についての相談相手】



- ※ 「地域包括支援センター」、「交番や警察署」、「どこに相談すればよいかわからない」は新規項目です。
- ※ 「福祉サービス事業所や福祉施設」は、前回調査では「各種の社会福祉施設」でした。
- ※ 前回調査の「相談する人がいない」は、今回設けていません。
- ※ 前回調査の無回答は不明です。

■ 成年後見制度をはじめ福祉サービスに関する情報提供、わかりやすい周知が重要

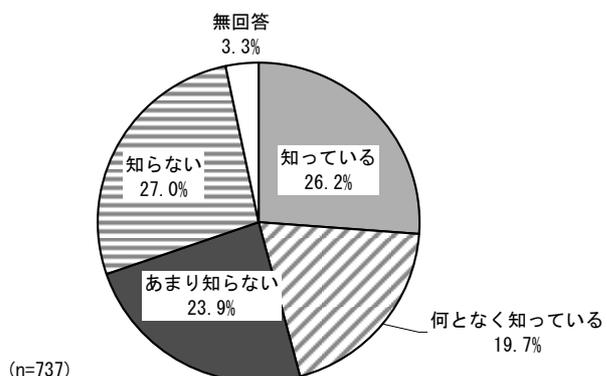
成年後見制度を知っている割合は45.9%に対し、知らない割合は50.9%で、知らないほうがやや高くなっている状況です。

また、今後、回答者自身や親族が認知症等により判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したい割合は23.7%で、「利用したくない」が14.7%となっています。利用したくない理由は、「後見人でなくとも家族がいる」(77.8%)を除くと、「他人(家族を含む)に財産などを任せることに不安がある」(25.9%)や「手続きが大変そう」(22.2%)、「費用がどれくらいかかるのか心配」(19.4%)が多くなっています。

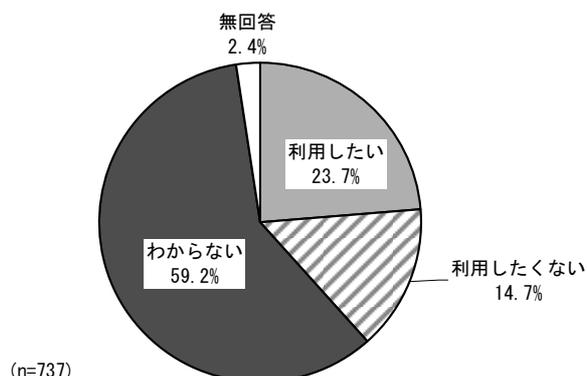
高齢化が進み、認知症等の要介護者の増加も見込まれ、本制度のニーズも高まることが予想されます。制度自体が複雑なこともあり、わかりやすく周知をしていくことが重要です。

※「**成年後見制度**」とは、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをして、ご本人に代わり財産管理や施設入所・入院の契約手続きなどの援助をしてくれる人(成年後見人・保佐人・補助人)を付けてもらう制度です。

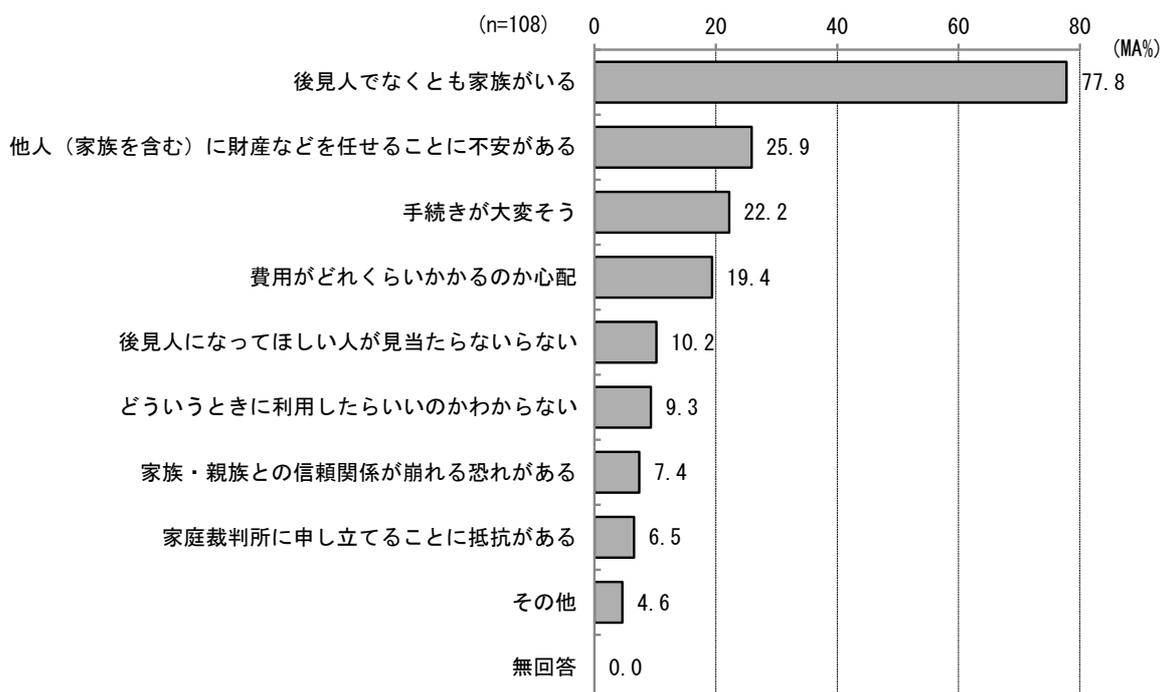
【成年後見制度の認知度】



【成年後見制度の利用意向】

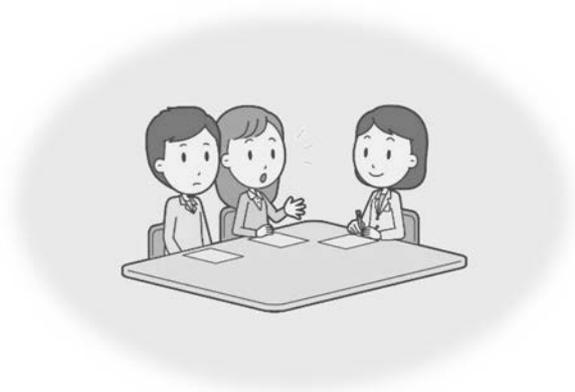
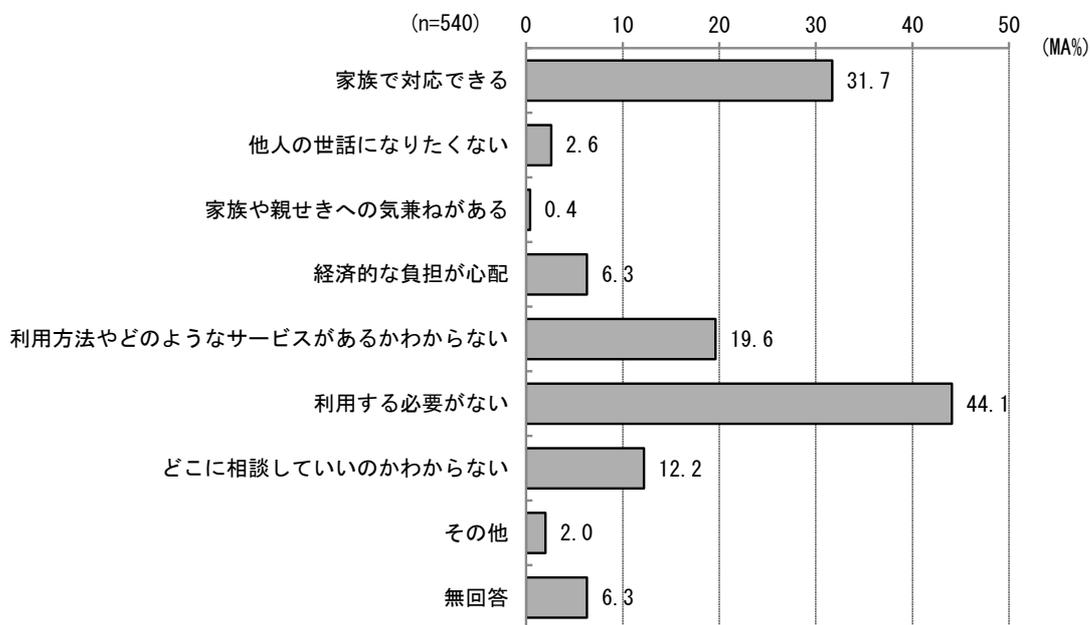


【成年後見制度を利用したくない理由】



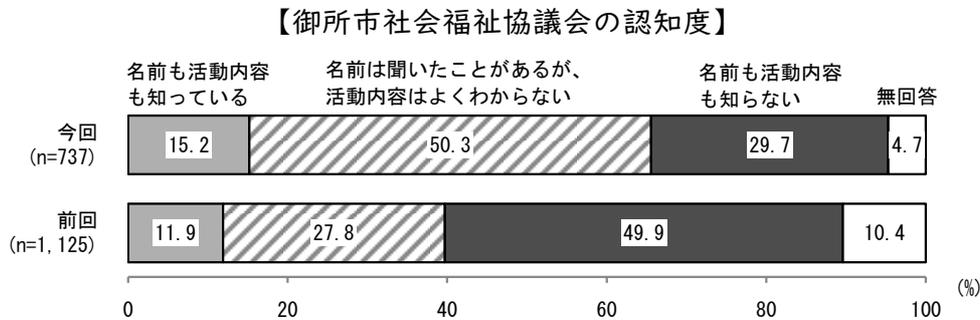
御所市の福祉サービスや福祉施設を利用したことがないと回答した人に、その理由をたずねると、「利用する必要がない」が44.1%で最も多く、次いで「家族で対応できる」が31.7%、「利用方法やどのようなサービスがあるかわからない」が19.6%となっています。

【福祉サービスを利用したことがない理由】



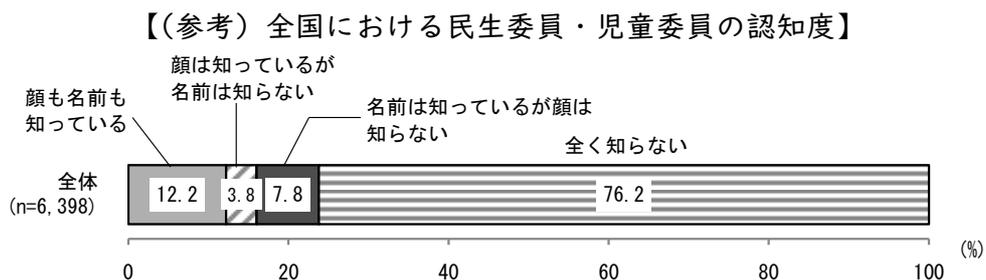
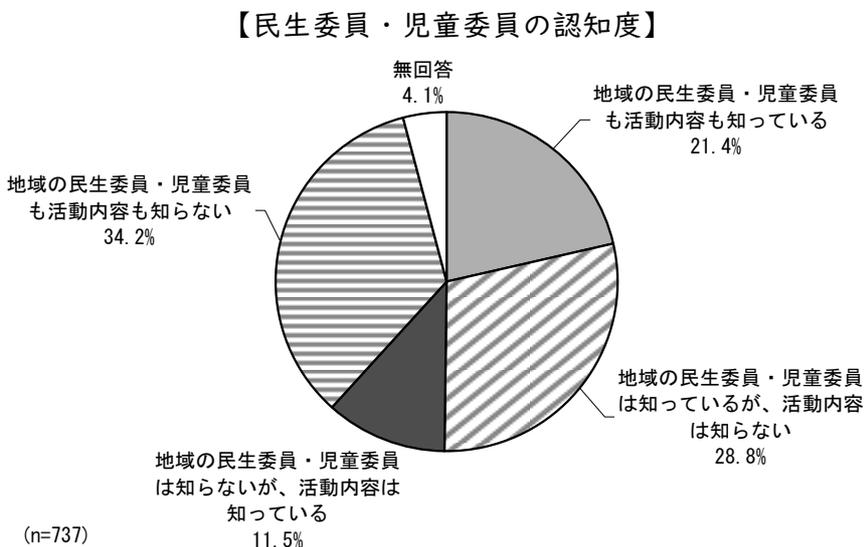
■ 社会福祉協議会の認知度は大きく向上

地域福祉推進の担い手のひとつである社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前も活動内容も知っている」が15.2%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が50.3%で、名前の認知度は65.5%となっています。認知度の割合は、前回調査の39.7%に比べ大きく増加しています。



■ 地域の民生委員・児童委員を知らない市民が約3人にひとり

地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員の認知状況をみると、地域の民生委員・児童委員を知っている割合は50.2%、知らないは34.2%で半数の市民は担当地域の民生委員を知っている状況で、質問の仕方が異なりますが、全国調査の結果では、民生委員の名前や顔を知っている割合は23.8%と御所市のほうが高くなっています。しかし、御所市では地域の民生委員を知っていてもどんな活動をしているか知らない市民が3割近く(28.8%)おり、民生委員の知名度とともに活動内容について幅広い世代に周知することが重要です。



出典：「全国1万人への民生委員・児童委員に関する意識調査」(令和4年3月調査)
(全国民生委員児童委員連絡会)

■ 再犯防止の取組の周知と市民理解が重要

国の地域福祉計画策定指針では、成年後見制度の利用促進とともに、再犯防止に関する取組を含め、地域福祉として一体的に展開することが望ましいとされています。再犯防止については、地域の協力、市民の方の理解が求められるため、地域での犯罪を行った人の立ち直りに関する取組についての市民の考え方を調査しました。

犯罪を行った人の立ち直りについて「協力したいと思う」(8.1%)と「どちらかといえば協力したいと思う」(22.4%)を合わせた『協力したいと思う』は30.5%に対し、「どちらかといえば協力したいと思わない」(20.2%)と「協力したいと思わない」(14.4%)を合わせた『協力したいと思わない』は34.6%となっています。

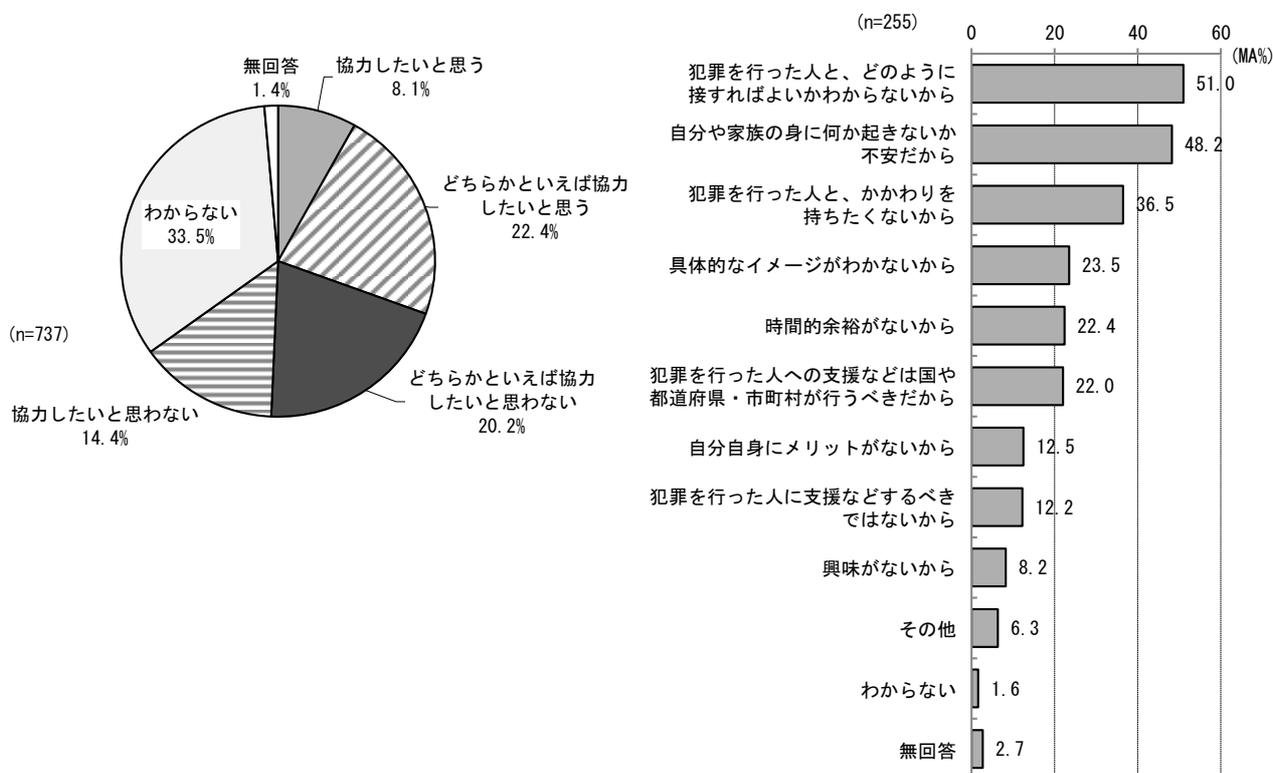
『協力したいと思わない』と回答した人の理由は、「犯罪を行った人と、どのように接すればよいかわからないから」(51.0%)や「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」(48.2%)、「犯罪を行った人と、かかわりを持ちたくないから」(36.5%)が多くなっています。今後は、再犯防止の取組そのものについて周知するとともに、地域や市民の理解を深めていくことが重要だと考えられます。

国では、2016(平成28)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律に基づき、国においては2017(平成29)年12月に「再犯防止推進計画」を策定し、多岐にわたる再犯防止の取組を推進することとしています。

* 「再犯」：犯罪を行った人が再び犯罪をすること。

* 「再犯防止」：犯罪を行った人が立ち直り、再び犯罪をしないようにすること。

【犯罪を行った人の立ち直りへの協力意向】 【犯罪を行った人の立ち直りに協力したくない理由】



(2) 関係団体ヒアリング結果から

関係団体に対するヒアリングから、御所市の地域福祉をめぐって、様々な意見が出され、次の現状や問題点が明らかになりました。なお、調査実施の概要については、6ページを参照してください。

■地域や地域住民における問題点

「近隣関係の希薄化の進行」をはじめ、「地域や福祉に無関心な住民の存在」や、「住民どうしの交流のなさ」「地域活動への参加の機会の減少」などが意見として挙げられました。

また、近隣関係の希薄化、無関心化を背景に、数は少ないとはいえ、「孤独死の増加」という問題点も指摘され、今後、特に高齢者を中心に、ひとり暮らし世帯が増加し、孤独・孤立、孤独死の問題が益々大きくなっていくことが懸念されます。

■関係団体など支援者の立場における問題点

例えば災害時の要支援者の把握のための個人情報が開示されないことや昼間不在の場合が多いなど、「地域住民に関する情報収集の困難さ」をはじめ、高齢化の進展、地域住民の生活スタイルや価値観の変化などを背景に、「活動の担い手不足や担い手の偏在」などの問題が指摘されています。

また、「関係団体間での連携・協力が不十分」といった、類似した活動を行っている他の団体の情報を知らない、わからないため、交流や連携した活動がしにくい、できない等の意見も聞かれました。

■地域の災害対応における問題点

近年、地震や風水害などが各地で発生している状況の中、地域の要支援者にとって、「災害時の避難や支援、備えに対する不安」に関する意見もありました。市民アンケートの結果では、避難所への誘導や安否確認など緊急時に何らかの手助けをしたいという市民も少なくないことから、災害発生時の支援は地域全体の課題として対策を検討していくことが求められます。

■そのほか指摘された問題点

孤独死のほかヤングケアラー等の問題が社会的な関心を集める中で、相談ニーズが多様化し相談支援体制のあり方の問題や、共生社会に向けた障がい者等への合理的配慮などに関する意見も聞かれました。

また、再犯防止については、業務の特性上周知を積極的に行いにくい面がありますが、地域社会の再犯に対する理解の促進と、そのための活動のひとつである「社会を明るくする運動」に協力し、共生に向けた社会づくりに努めていくことが重要と考えられます。

3 第3期計画での取組課題

御所市の地域福祉を取り巻く状況をはじめ、市民アンケート調査や関係団体ヒアリングの結果などから、今後の御所市の地域福祉推進に向けた取組課題を次のとおり整理しました。

1. 近所付き合い、住民どうしの助け合い活動の活性化によるコミュニティの強化

- 近隣との交流は、地域コミュニティにおいて必要な情報交換の場となるばかりか、緊急時・災害時においても、地域での支え合い・助け合い活動（互助）を可能にするものになると考えられます。そのため、互助の促進にとって、近所付き合いは最も底辺の活動になることから、まず近所付き合いの程度を今以上に底上げする取組が必要です。
- 緊急時の対応や安否確認など、地域住民どうしのつながりに基づく助け合いへのニーズがみられ、住民による互助の活動は地域コミュニティの強化、絆の再構築につながる重要な機能のひとつと考えられます。自ら解決できる問題は自らの努力で解決することを前提に、自助でどうしても解決できない問題については、互助により解決することができるよう、近隣住民どうしが「顔の見える」関係づくりを行い、それぞれの地域において互助の取組を活性化することで地域コミュニティの強化を図ることが必要です。
- 行政による自治会等の活動や地域行事における住民間の交流への支援を通じ、「向こう三軒両隣」の関係づくりを働きかけることが重要です。
- 地域での主体的な活動を促すための行政による支援の方向性や地域と行政の役割分担のあり方などについて検討が必要です。

2. 地域福祉を支える担い手づくりと活動に参加しやすい環境整備

- ひとり暮らし世帯や認知症高齢者の増加、児童や高齢者・障がい者などに対する虐待、貧困、8050問題、ヤングケアラーなど、生きづらさや福祉上の複合的な問題点を抱える要援護者を見守り支えるため、地域福祉の担い手の需要が高まることが予測されます。そのため、ボランティア活動など地域での互助の活動が活発化するように、参加者のニーズに応じた参加しやすい環境づくり、条件整備に努めることが必要です。
- 地域全体で連携して解決に向け取り組むべき問題を地域住民に広く周知したり、既に行われている活動について情報提供したりするなど、今まで地域活動に関わる機会が少なかった人に興味・関心を促し、参加・協力しようと思わせる仕掛けづくりが重要です。
- 行政、社会福祉協議会が連携し、ボランティアの担い手の高齢化、なり手不足等の問題解決のため、地域福祉の担い手となるボランティア団体等の発掘、育成のほか、ボランティアが育ちやすい環境づくりを支援していく必要があります。
- 地域の要援護者の把握・支援が円滑に行えるよう、民生委員・児童委員との情報共有の際の個人情報に対する適切な取扱方法について継続して検討していく必要があります。
- 福祉課題やニーズの多様化・複雑化に伴って、民生委員・児童委員の福祉サービスに関する知識や専門機関へのつなぎ役としての機能の向上を一層図る必要があります。
- 市内で活動する関係団体間の活動に関する情報共有の促進や意見交換の場の設定など、各活動の連携を促進することにより活動内容の充実を図ることが重要です。

3. 包括的な相談支援体制、相談援助者の資質の向上と領域を超えた連携

- 地域の課題やニーズを把握し情報共有等を行いながら、住民、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域福祉の担い手をはじめ、福祉専門職、事業者、行政などが幅広く参加し解決する連携のしくみづくりが重要です。
- 地域の課題やニーズは複雑・多様化するとともに専門化しているため、相談援助を担当する人材の確保、資質の向上を図る一方、現在のしくみでは対応しにくい「制度の谷間」の課題にも対応できるよう、分野を超えた専門相談機関が連携しサービスにつなげるしくみの構築が重要です。
- 専門的な相談支援にきめ細かく対応できる人材の確保・充実、そのための関係機関との連携の強化が必要です。

4. わかりやすい情報発信

- 少子高齢化の進展を背景に、自治会等の役員や民生委員・児童委員など地域福祉推進の担い手の高齢化が進み、人材のなり手がなく、不足している状況です。そのため、民生委員・児童委員の役割や活動内容等、その存在の重要性について地域住民に対し一層の周知を図ることが必要です。
- 福祉サービスやボランティア活動などに関する情報について、従来の『広報御所』やホームページでの掲載だけにとらわれない提供方法（SNSの活用など）を工夫する必要があります。

5. 利用者の権利が守られ安心して利用できる福祉サービスの提供体制の充実

- 支援が必要な人に必要な福祉サービスが十分行き届くよう、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制の充実が求められます。
- 災害発生時に要援護者を円滑に避難させるため、個人情報の共有の必要性に対する理解が求められます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知のほか、利用しやすい制度への改善を検討する必要があります。



第3章 計画の理念と施策の方向

1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスや支援が必要となっても、家族をはじめ、友人や知人、近隣との関係を保ち、社会と関わりをもちながら、だれもが安心してその地域で暮らし続けられることです。

この目的の実現のためには、超高齢社会・人口減少社会の到来をはじめ、住民相互の関係の希薄化に伴い、多様化・複雑化する地域の福祉課題に取り組んでいく必要があります。

このような背景を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり設定します。この理念を根底に置き、地域福祉に関する様々な施策を展開し、すべての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいがづくりに主体的に参加・参画し、共に支え、助け合える地域共生社会の実現をめざしていきます。

【基本理念】

共に生き、共に支え合い、だれもが安心して暮らせるまち・御所

2 施策の方向

地域共生社会の実現に向け、次の方向性に沿って施策を推進します。

(1) ふれあい、支え合う共生のまちづくり

地域の福祉課題の発見をはじめ、ひとり暮らし高齢者や認知症のある人等への地域での見守り、災害時の避難行動要支援者の支援等、様々な地域福祉を進めていくためには、その基礎として住民どうしが日常的に交流し、つながっていることが重要です。住民一人ひとりが、それぞれの違いを認め合い、排除することなく、かけがえのない人間として尊厳を持って生き、日常的に地域で支え合うことができるふれあい豊かにともに暮らすまちづくりをめざします。

そのため、生活に密着した福祉課題に対し、「自助」「互助」「共助」による助け合い・支え合い活動が近隣どうして行われるよう、住民の地域への関心を高め、積極的な参加を促進するしくみづくりを推進します。

(2) 安心して利用できる福祉サービスのしくみづくり

地域住民が互いにちょっとした変化や異変に気づき、日常的に見守ったり、気軽に「助けて」と言えたり相談したりしやすい関係づくりが重要です。地域住民をはじめ、関係団体や事業者、行政などが連携し、支援が必要な人のニーズを的確に汲み取り、適切な福祉サービスや支援につなぐことができる体制づくりをめざします。

そのため、地域で「困りごと」を持つ支援が必要な人を早期に発見し、その人に必要なサービスが届くよう、関係機関が連携した包括的な相談支援体制やしくみづくりを推進します。

また、地域福祉は、すべての住民が福祉の受け手であると同時に担い手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。近隣どうしの日常的な助け合い活動が「互助」による地域全体の福祉活動に広がるよう、地域住民自らがその担い手として育つまちづくりをめざします。

そのため、性別や世代、障がいの有無などに関係なく、多様な住民が地域福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことができるよう、地域福祉を支える人材を育成するとともに、ボランティア活動を推進します。

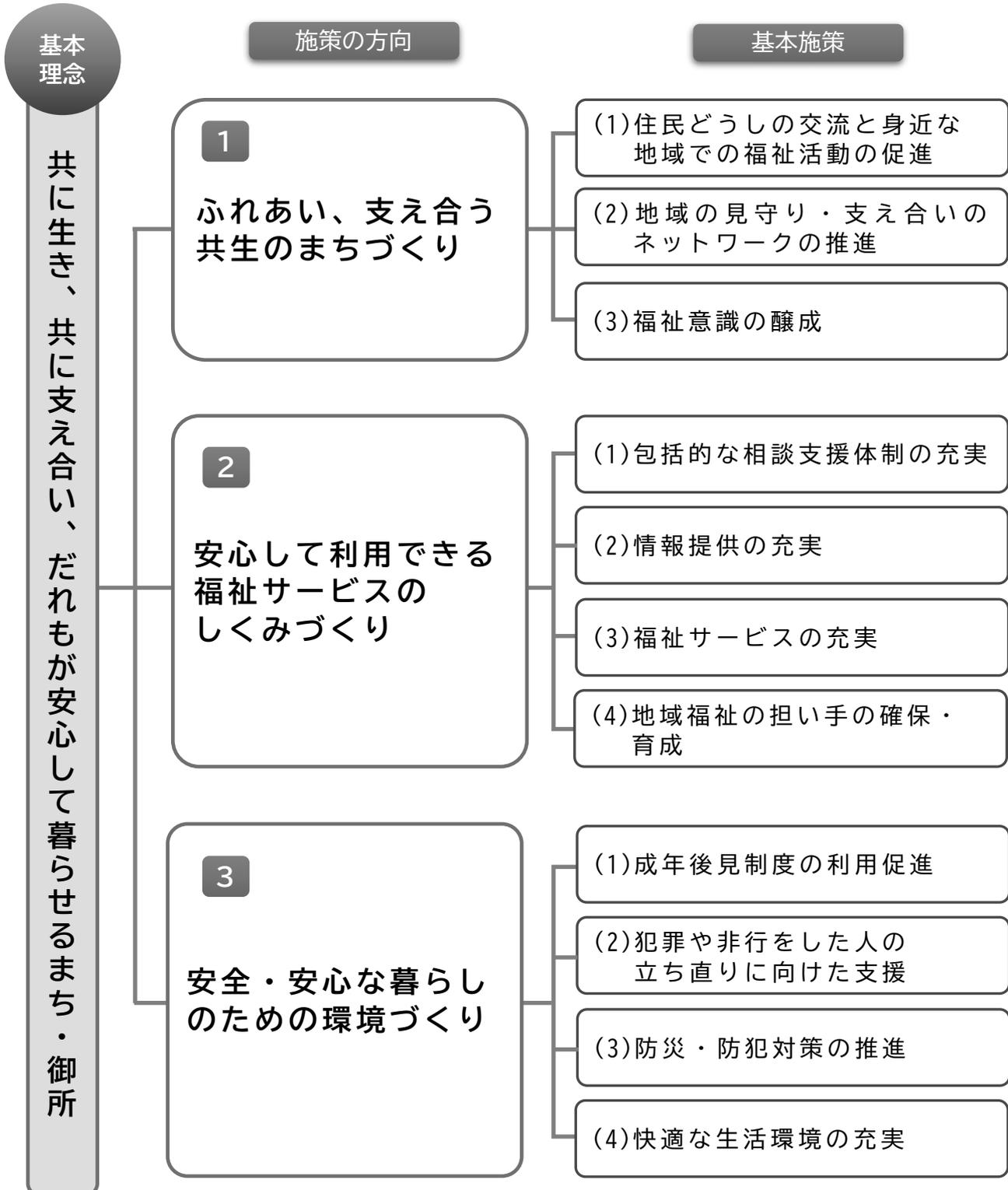
(3) 安全・安心な暮らしのための環境づくり

安全・安心にだれもが快適に暮らせる地域環境は、地域福祉のしくみづくりや取組を効果的に進めていく上での基本であり重要な役割を担っています。多様化・複雑化する地域の課題やニーズに対し、地域住民をはじめ、行政や関係機関・関係団体などがパートナーシップのもと解決し、要援護者が適切な支援を受けることができる福祉サービスが整った、安心して暮らせるまちをめざします。

そのため、だれもが安全・安心で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備を推進します。また、市民一人ひとりがその人らしく自立した生活を送ることができるよう、権利が守られるしくみづくりを推進します。



3 施策の体系（体系図）



第4章 施策の展開

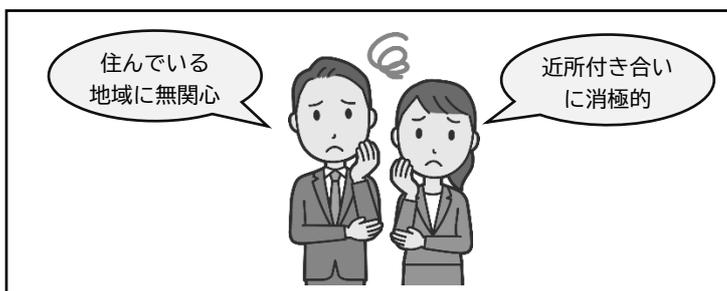
1 ふれあい、支え合う共生のまちづくり

(1) 住民どうしの交流と身近な地域での福祉活動の促進

① 地域に関心をもつきっかけづくり

【現状と課題】

「向こう三軒両隣」と言われるように、近所付き合いや近隣どうしの交流から始まる人間関係や人付き合いは、地域福祉の推進にとって基本になるものです。しかしながら、地域活動やボランティア活動への参加者は増加傾向である一方、ひとり暮らし世帯の増加等により、近隣関係の希薄化が進んでいるのが現状です。



(市民調査結果 (P.21参照) やヒアリングでの意見 (P.36参照) から)

地域には、子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など多様な人たちが暮らしています。子どもや高齢者、障がいのある人等との交流は各地域で様々行われていますが、それに参加したり活動に関わったりする人たちは一部に限られています。

地域の様々な課題を共通認識し、互助により解決していく地域福祉を推進するためには、各地域でそれぞれ独自に育まれてきた文化や伝統を大切にしながら、同じ関心ごとや目的意識をもって関わっていきけるようなきっかけづくりが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	各地域であいさつ運動や近隣どうしの声かけを推進します。	関係各課
	各地区の特性を生かしながら、それぞれの地域で、その地域の課題や地域福祉などについて話し合う場を設けていきます。	
	社会福祉協議会とともに、地域福祉の意義や必要性について、様々な機会をとらえて広報・周知を推進し、地域全体で地域福祉を推進するための気運を醸成します。	

	取組内容
地域住民に 期待する取組	自分自身が暮らす地域について知るようにしましょう。
	地域の防災や防犯の活動に積極的に参加しましょう。
	自分自身が暮らす地域の文化や慣習などにふれ、地域の良さや強みに興味を持ちましょう。
	地域に関心を持ち、地域の行事やイベントに参加しましょう。

② 住民どうしが交流できる場づくり

【現状と課題】

各地域で行われる地蔵盆や祭は、今なお盛んな地域もあれば、高齢化の進展や人口減少等を背景に衰退している地域もあります。このような伝統行事は、かつてはそこに暮らす住民が一体となってそれらを担ってきました。また、地域ごとに集まれる場所があったり、近所の人が集まって井戸端会議を行ったりする光景もみられましたが、近年は、職場や子どもを通したつながりに重きがおかれ、活動の軸は地縁的なものから、より社会的な関係へと多様化し、そのことにより地域への帰属意識が薄らいでいる状況がみられます。



(市民調査結果 (P.22参照) やヒアリングでの意見 (P.36参照) から)

地域住民一人ひとりが地域に愛着を抱き、様々な行事や活動へ主体的に関わり、近隣の人のちょっとした困りごとにも手を差し伸べるなどの取組を推進することが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	祭などの伝統行事や地域サロンの開催などを、自治会やボランティアなど様々な地域福祉活動団体、社会福祉協議会などと連携して実施できるよう取り組みます。	関係各課
	地域のお年寄りが気軽に参加できる交流の場をはじめ、障がいのある人や子育て世帯などが気軽に参加できる交流の場やサロン活動が地域で主体的に実施されるよう支援します。	
	子どもから大人まで、だれもが気軽に参加できるイベントを開催し、交流や生きがいづくりのための機会を充実します。	
	住民による子育て支援活動や世代間交流の充実を図り、新旧や世代間を超えた住民の出会いと交流を促進します。	
	住民主体の交流の場を担うボランティアの確保・育成について支援します。	

	取組内容
地域住民に 期待する取組	関心ある各種活動へ参加しましょう。
	地域の多様な人との交流の機会を持ちましょう。
	市外から移住、あるいは市内の他の地域から引っ越してきた新たな住民も地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。
	転入者に地域の行事やイベント、慣習などの地域の良さや強みを周知しましょう。

(2) 地域の見守り・支え合いのネットワークの推進

① 地域福祉ネットワーク活動の推進

【現状と課題】

家族の小規模化やひとり暮らし世帯の増加、地域の人口減少を背景とした近隣関係の希薄化などにより、地域住民は地域で孤立しやすい環境に変化しています。



(市民調査結果 (P.22参照) やヒアリングでの意見 (P.36参照) から)

地域のセーフティネットの機能を充実・強化するためには、住民や地域で活動する様々な団体間の連携を一層強化するとともに、近隣どうしの声かけや見守りなどの支え合い・助け合いが機能する地域づくりに努めることが重要です。このような取組の基本には、ふだんから住民どうしが積極的に交流を図り、新しい「向こう三軒両隣」の関係を築くことが重要です。地域住民をはじめ、自治会や地域の団体、事業者等が連携・協働し、課題解決につながるネットワークづくりを進め、御所市に暮らすすべての住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現が必要です。



行政の 主な取組	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
	自治会活動への支援や地域行事における住民の交流を通じ、日頃から近隣との関わりを持ち、いざというときに支え合い、助け合える新しい「向こう三軒両隣」の関係づくりを進めます。	企画政策課
	ひとり暮らし高齢者や孤立するおそれのある人など支援が必要な人を早期に把握し適切なサービスにつなげることができるよう、民生委員・児童委員、地域の関係団体・機関との連携と活動への支援を充実します。	福祉課 高齢対策課 子育て推進課
	地域福祉活動団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会などとの交流を促進し、地域の福祉課題の解決に連携して取り組みます。	
	ひとり暮らし高齢者や障がいのある人がいる世帯のほか、子育て世帯や生活困窮者など支援が必要な人について、地域からの情報提供や市内の情報共有と連携、個別訪問や聞き取りなど、機能の充実を図ります。	
	様々な団体の交流を促進するため、福祉イベントなどの共同開催、共同参加を促進します。	

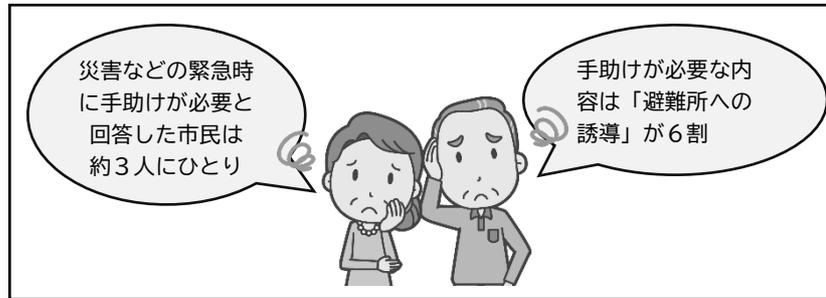
地域住民に 期待する取組	取組内容
	自治会に加入し、見守りなどの地域福祉活動に参加しましょう。
	ふだんから隣近所で見守りが必要な人を気にかけるようにしましょう。
	隣近所で、いざという時に「ちょっと助けて」「困ったときはお互い様」と言える関係をふだんから築きましょう。
	隣近所で異変や問題に気づいたときは、迅速に民生委員・児童委員や市役所、地域包括支援センター、社会福祉協議会などに連絡、相談しましょう。
	認知症による徘徊等が発生した場合、捜索に協力しましょう。



② 避難行動要支援者への支援体制の充実

【現状と課題】

国では、災害発生時等、緊急事態が発生した際の要配慮者に対する迅速かつ的確な対応、また全国各地で高齢者の所在不明問題が発生したことなどを受け、地域の要配慮者に関する情報を適切に把握し、自治会や自主防災組織、民生児童委員協議会等の関係団体・機関等との間で共有を図るなど、要配慮者に対する支援が求められています。



(市民調査結果 (P.25参照) から)

災害が発生しても、地域の要配慮者が孤立せず、また、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支援体制を充実することが必要です。

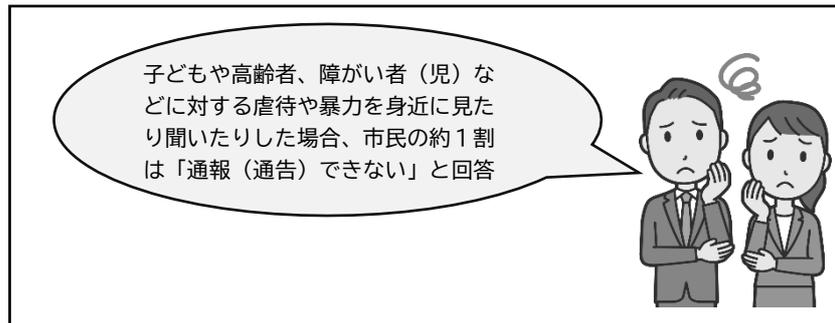
	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	平時からの地域での見守りや相談・支援活動等のアウトリーチ（訪問型の相談支援）機能の強化を通じて、災害時における要配慮者情報の把握を図ります。	危機管理課 福祉課 高齢対策課
	災害時に円滑かつ迅速な避難誘導やニーズに応じた支援を行うため、個人情報の適切な利用に配慮しながら、避難行動要支援者名簿を整備します。	
	避難行動要支援者に対する円滑な救済策を講じられるよう、近隣者や自治会、民生委員・児童委員などの連携により支援を行う体制の確立を図ります。	
	災害時に個人個人の要支援者に合わせた支援を迅速に行うことができるよう、本人・家族・支援者等と連携した個別避難計画の策定を推進します。	
	災害発生時、要配慮者が社会福祉施設等を避難先として使用できるように締結した「協定」に基づき、安心して避難できる環境づくりに努めます。	福祉課 高齢対策課
	地域の福祉団体、事業者、関係機関と連携し、避難後においても福祉サービスが継続的に提供できる体制づくりに努めます。	
地域住民に 期待する取組	取組内容 地域では、防災訓練、避難誘導訓練などを実施し、災害時要援護者の把握を行うとともに、災害時における避難行動要支援者などの支援体制づくりに努めましょう。	

③ 虐待防止対策の推進

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人等に対する虐待が深刻な社会問題となっており、地域住民や関係機関・団体と連携し、虐待や暴力の防止に向けた対策が重要です。すべての住民が尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉、介護の関係機関・団体が連携を図り、虐待防止への取組を引き続き推進することが求められます。

児童福祉法及び障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童や障がいのある人を発見した場合には、通告する義務が定められ、また、高齢者虐待防止法では、介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町村への通報義務が規定されています。



（市民調査結果（P.23参照）から）

児童虐待やいじめ等、子どもをめぐる様々な問題については、福祉、教育、医療、地域、警察などの関係機関が連携し、情報交換や啓発活動、虐待の早期発見や早期対応を行うことを目的に設置している「要保護児童対策地域協議会」や関係機関との連携を引き続き強化し、児童虐待の早期発見並びに適切な対応が図れる体制を充実することが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	『広報御所』やホームページなどのほか、より効果的と考えられる広報・啓発媒体を検討・活用し、様々な虐待の防止に向けた啓発を推進します。	関係各課
	虐待事例に対する最も身近な相談窓口として、市の相談機能を強化するとともに、奈良県、警察など関係組織との連携・情報共有を図り、専門機関への迅速なつながりができる体制づくりに努めます。	

	取組内容
地域住民に 期待する取組	隣近所で虐待やDVなどの暴力、育児・介護に対するネグレクトなどの異変に気づいたら、民生委員・児童委員や市役所、地域包括支援センター、こども家庭センターに相談しましょう。
	地域全体の見守りネットワーク活動の中で、虐待やDVなどの疑いがある家庭の早期発見に努め、行政や専門機関につなげましょう。

(3) 福祉意識の醸成

① 人権尊重意識や福祉のこころを育む広報・啓発の充実

【現状と課題】

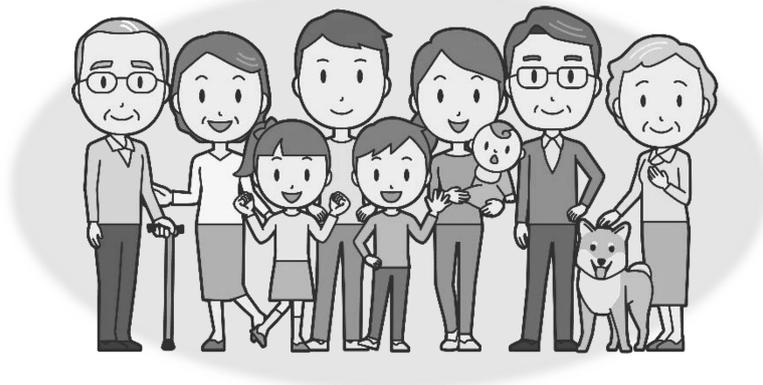
地域には、障がいや難病、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、生活困窮など様々な困難を抱えている人のほか、外国人や性的少数者、犯罪から社会的更生をめざす人など、生きづらさを抱えている人たちがいます。地域福祉を推進していく上で根底にある考え方は、これらの人たちも含めて、一人ひとりの個性や人権を尊重し、住民のすべてが多様性を理解し支え合う意識を持つことです。

住民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、福祉は、行政が行うもの、一部の人が行うものと考えるのではなく、だれもが支援の受け手にも担い手にもなる、一人ひとりの“困りごと”に寄り添い、それを地域の課題として地域全体で力を合わせて解決していくことの重要性を理解することが大切です。



(市民調査結果 (P.29参照) から)

幼少期から、様々な人々とのふれあいや交流、地域活動や福祉活動などの体験、教育・学習を通して、多様性を認め合う意識を育むとともに、「福祉のまちづくり」から「福祉でまちづくり」の視点で取り組む地域福祉活動への理解を進める必要があります。



行政の 主な取組	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
	人権啓発イベントを継続して開催し、人権尊重社会について住民が知る・学ぶ機会を提供するとともに、住民の関心を高め参加促進を図るための取組を検討します。	人権施策課
	男女共同参画に関する啓発イベントを開催し、男女の特性を踏まえた福祉活動のあり方を考える機会の提供など、男女共同参画社会づくりに向けての意識醸成を図ります。	
	人権啓発、人権侵害への救済等を行う人権擁護委員の活動を支援するとともに、人権擁護委員による相談事業を継続して実施します。	
	『広報御所』やホームページなどを活用し、人権尊重社会や男女共同参画社会についての様々な情報提供を図ります。	企画政策課 人権施策課
	児童福祉週間・月間、障害者週間、敬老週間などの時期に社会福祉協議会や市内の関係団体、関係者と協力して啓発活動を行います。	福祉課 高齢対策課 子育て推進課
	更生保護・再犯防止に対する地域の理解醸成に向けて、保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」における啓発活動（街頭啓発、合同研修会等）に取り組みます。	福祉課

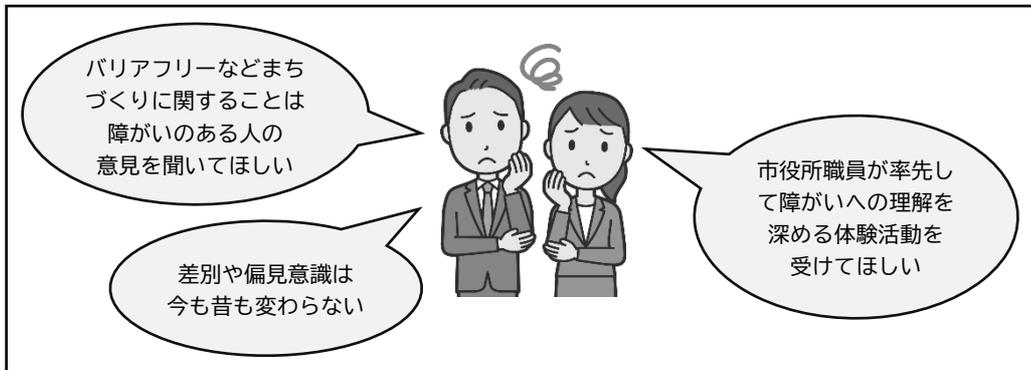
地域住民に 期待する取組	取組内容
	地域の多様な人との交流の機会を持ちましょう。
	ふだんの自分自身の言動に潜む「無意識の思い込みや偏見」に気づこうとしましょう。



② 人権や福祉に関する教育の推進

【現状と課題】

住民どうしが互いにふれあう、やさしい地域づくりには、常に人権尊重の視点に立てる人を育て、多様性を受容する意識の醸成を図ることが必要であり、人権教育や人権学習に福祉の視点を取り入れることが重要です。



(ヒアリングでの意見 (P.36参照) から)

住民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を育み、「福祉でまちづくり」の視点に立った地域福祉活動を推進するため、学校園所等の地域の様々な機関・団体が連携し、福祉教育を推進することが必要です。また、住民全体への意識啓発、地域福祉の理念の普及に取り組み、だれひとりも排除されない、取り残されない社会づくりをめざした教育・啓発の推進が必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	住民や事業者に対して、男女がともに役割を担う社会の重要性について理解を進めるための啓発活動、研修活動を継続的に実施します。	人権施策課
	学校教育や生涯学習の中で、人権教育を効果的に進めるため、指導者の育成や学習プログラムの充実を図ります。	人権施策課 生涯学習課 学校教育課
	地域における福祉体験学習の機会の充実を図ります。	関係各課
	高齢者や障がいのある人のほか、外国人や性的少数者など身近な地域でともに暮らす人々について学び、交流・体験活動などによって多様性や福祉の意義について理解が深まるよう、社会福祉協議会とともに学校等における福祉教育を推進します。	

	取組内容
地域住民に 期待する取組	家庭で福祉について話し合う機会を持ちましょう。
	まちなかで困っている高齢者や障がいのある人などを見かけたとき、積極的に声かけ、手助けをしましょう。
	多様性を理解するために、自分なりにできることは何か考えてみましょう。

2 安心して利用できる福祉サービスのしくみづくり

(1) 包括的な相談支援体制の充実

① 総合的・包括的な相談支援体制の整備

【現状と課題】

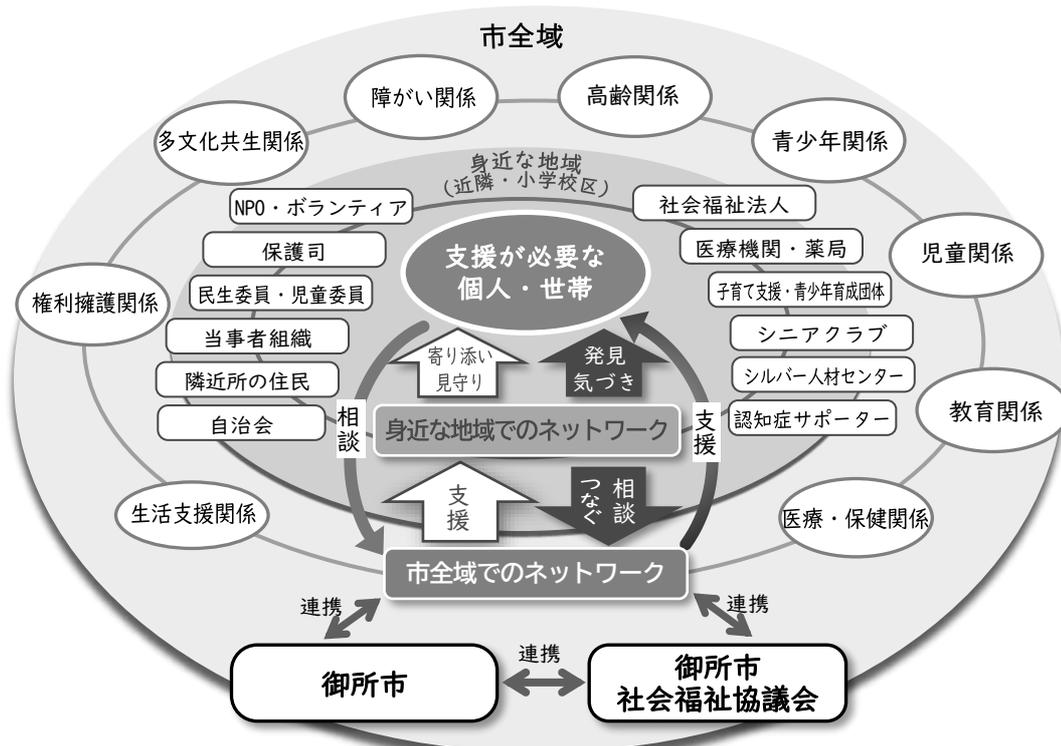
住民が抱える生活課題や福祉課題は必ずしもひとつだけではなく、複数の課題が絡み合うケースも少なくありません。また、福祉課題は、ちょっとした手助けで解決する困りごとから、専門的な関与が必要な困難事例まで多種多様です。地域だけでは解決の糸口が見つけられない場合は、行政や複数の専門相談機関、各分野の専門職が連携し、課題解決に向け、協働のもと支援にあたる必要があります。



(市民調査結果 (P.23参照) から)

益々複雑・多様化する地域の生活課題や福祉課題に対応するため、地域住民が困りごとを早期に発見し、協力して支援する地域の体制づくりとともに、地域住民や関係団体、専門機関やその専門職、行政が連携し、困りごとを抱えている人が相談したいことを気軽に相談でき、また相談内容により分野を超えて、総合的・包括的に支援できる体制づくりが必要です。

■ 包括的な支援体制のイメージ



行政の 主な取組	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
	高齢者、障がいのある人、子育てに悩む家庭など、状況に応じた対応ができるよう担当部署との連携と情報共有を図り、相談機能の強化を図ります。	福祉課 高齢対策課 子育て推進課
	相談対応にあたっては、住民に寄り添い傾聴する姿勢で対応にあたり、外出が困難な相談者などに対しては必要に応じて訪問相談を実施するなど適切な支援を実施します。	
	個別分野のみでは対応しきれない複数の分野にまたがる問題を抱える人に対し、きめ細やかな相談、専門的な相談を実施するための相談窓口の整備と、総合的な相談に対応できる体制づくりを進めます。	人事課 福祉課
市、関係機関、民生委員・児童委員等の相談窓口で、住民が的確なアドバイスや支援が得られるよう、職員、関係者の資質の向上を図るための研修等を行い、住民ニーズに即したきめ細かな相談体制の充実に努めます。		

地域住民に 期待する取組	取組内容
	困ったことがあるときは抱え込まず、身近にいる人や相談機関に相談しましょう。
	『広報御所』やホームページを活用し、困った時の相談窓口を事前に把握して活用しましょう。
困っている人を見かけたら、必要に応じて関係機関につなぎましょう。	



② 専門的な相談支援体制の整備

【現状と課題】

近年、発達障がいや認知症、うつ等の精神疾患など、より専門的な見地から対応を検討したり対策を講じたりする必要のあるケースは少なくありません。また、市民調査結果でも地域には支援が必要な様々な人たちの存在や、市民が抱える不安・悩みは多岐にわたるという結果がうかがえました。(P.23参照)

地域住民に何か不安や困ったことが発生したときに、第一義的な受け皿として身近なところで気軽に相談できる体制を整えておくことが重要です。また、そこからその人にあった適切なサービスや支援につなげていくためにも、専門職の確保とともに、専門機関とつながった相談支援体制の充実が求められます。

また、地域では、福祉活動団体や行政以外にも、医療機関や介護保険サービス事業者、障がい福祉サービス事業者などの専門機関や事業者、民間企業、学校園所など様々な主体が活動し、それぞれの事業領域において、地域の福祉向上に貢献しています。専門機関や事業者等との連携を強化し、効果的な事業展開を促進することで専門的な相談支援体制の充実を図ることが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	保健・福祉に関する専門的な相談内容に対応するため、専門職員の育成や確保に努めるなど、相談機能の充実を図ります。	関係各課
	市のみで対応が難しい相談は専門機関へつなぐことや、専門機関とネットワーク化を図るなど、専門的な相談体制の強化に努めます。	福祉課 高齢対策課 子育て推進課
	女性の不安や悩みなどに対する相談体制を充実するとともに、関係機関と連携し、DVの相談・支援体制の充実を図ります。	市民課 人権施策課
	消費生活相談員を設置、特殊詐欺やネット被害による相談業務や啓発活動を推進します。	市民課

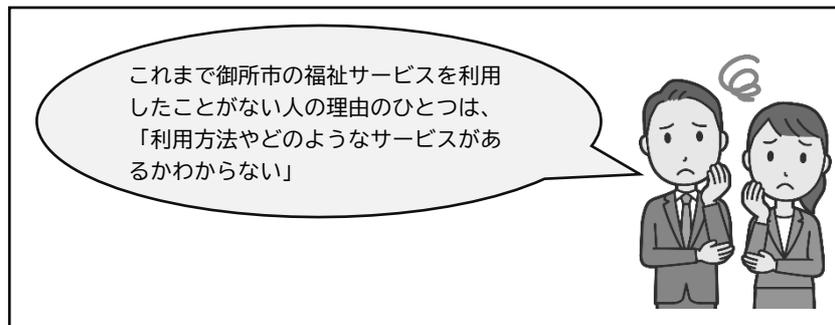
	取組内容
地域住民に 期待する取組	各種相談窓口や地域担当の民生委員・児童委員を知り、困った時には積極的に相談しましょう。
	かかりつけ医師・歯科医師やかかりつけ薬剤師などがいれば、ふだんの健康に関する相談窓口として活用しましょう。
	介護に疲れたり負担に感じたりする場合は、市役所や地域包括支援センター・社会福祉協議会、福祉サービス事業所・施設などに相談してみましょう。

(2) 情報提供の充実

【現状と課題】

住民を対象とした福祉に関する情報提供は、主に『広報御所』やホームページを活用し、各種相談窓口や制度について周知しているほか、パンフレット等の配布、民生委員・児童委員の協力により、地域への情報の提供を適時行っています。

しかし、福祉サービスの利用者や地域の福祉活動団体・機関に向けた情報発信は比較的進んでいますが、サービスを利用していない人への情報提供は必ずしも十分ではありません。



(市民調査結果 (P.33参照) から)

また、インターネットの利便性を活用し、ホームページを利用した一方通行の情報発信が多く、インターネットの利用環境が身近にない高齢者等には情報が十分行き届いていない面もあるものと考えられます。

福祉サービスを利用できずにいる人に対する情報提供ができるしくみづくりや複数の福祉サービスを必要とする人に対する総合的な情報提供、住民に興味・関心を抱かせる、わかりやすい情報提供を推進することが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	『広報御所』やホームページ、SNS、まちづくり出前トークなど、様々な媒体や方法を活用し、住民に保健・福祉制度や福祉サービスに関する情報提供を引き続き実施します。	関係各課
	保健・福祉情報等をだれもが等しく入手・利用できるよう、社会福祉協議会とともに、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、それぞれの人に有効な情報提供のための手段を検討・活用して情報提供に努めます。	
	情報が行き届きにくい人に対しては、民生委員・児童委員や地域福祉団体等との連携のもとアウトリーチ（訪問型の相談支援）の手法などにより情報提供に努めます。	福祉課 高齢対策課 子育て推進課
	市や民生児童委員協議会、社会福祉協議会等が行う各種の取組に関する情報をわかりやすく開示するように努めます。	

	取組内容
地域住民に 期待する取組	日頃から福祉情報に関心を持ち、積極的に入手しましょう。
	家族や近所の人とともに、地域の交流の場やまちづくり出前トークに参加し、情報入手できる機会を増やしましょう。
	福祉サービスに関する情報を活用し、内容を正しく理解するとともに、家族や隣近所で情報を伝え合いましょう。

(3) 福祉サービスの充実

① 福祉サービス提供体制の充実

【現状と課題】

複雑かつ多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人が増える中で、適切に問題が解決できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野との連携を推進するとともに、重複する問題への対応を図るため、他分野における相談機関とのネットワークの推進に努めることが重要です。また、自治会活動や民生委員・児童委員活動等により、地域の要援護者の見守りを行い、地域包括支援センター、医療機関、福祉施設等が各々の業務の一環で要支援者の実態を把握し、支援が必要な人たちに適切なサービスにつなげていくことができる連携体制が重要です。

さらに認知症のある人は、その病気の症状として起こる徘徊等のため、適切な支援・保護が緊急に必要となる場合があります。このようなことから、認知症のある人を地域や関係機関、事業者等が連携して見守るしくみづくりが求められます。

行政の 主な取組	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
	サービスを必要とする人のニーズや状態を把握し、各主体が適正かつ的確なサービス提供につなぐことができるよう、総合的に連携し合う体制の強化を進めます。	関係各課
	高齢者、障がいのある人、子育て世帯などに対し、それぞれにとって適切なサービスが提供されるよう、利用者の状況に応じて複数のサービスを組み合わせたサービス調整を行うなど、総合的なケアマネジメントの充実に努め、サービスの質の向上を図ります。	
	保健・福祉ニーズを的確に把握し、サービス調整のしくみ強化のため、社会福祉協議会とともに、制度化されていないものも含めたニーズとサービス・人的資源のマッチング機能の充実に努めます。	
	保健・福祉の各担当課及び関係機関との連携を強化し、地域に密着したサービス提供のネットワーク化を図ります。	

地域住民に 期待する取組	取組内容
	福祉サービスの利用に際して、サービス提供事業者などが出している情報を有効活用し、自分自身の状況に応じたサービスが利用できるように努めましょう。

② 福祉サービスの質の確保・向上

【現状と課題】

地域住民が安全・安心に福祉サービスを利用することができるよう、福祉事業者は利用者ニーズを踏まえたうえで、虐待防止対策の推進や福祉サービスの質の向上に向けた取組を継続的に行うことが重要です。また、福祉従事者についても自らの知識や技術を向上させていくことが求められます。

認知症や障がい等により判断能力が低下しても、日常生活上不利益を受けないようなくみづくりが求められており、地域住民による助け合いや支え合い、行政の支援により、だれもが心豊かに生活できる社会を形成することが重要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	保健・福祉サービスの質的向上を図るため、サービス提供事業者との協力・連携を推進します。	関係各課
	サービスに対する利用者の要望やニーズを適切に把握し、サービス提供体制の改善に役立てます。	福祉課 高齢対策課 子育て推進課
地域住民に 期待する取組	取組内容	
	利用するサービスについて、その質の向上につながるよう、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えましょう。	



(4) 地域福祉の担い手の確保・育成

① 福祉ボランティア団体等へ支援

【現状と課題】

地域福祉の向上のために自主的に活動している、又は活動しようとする取組に対する支援のほか、認知症予防の活動をするボランティアを育成することなどを通じて、社会情勢の変化やニーズに合わせた担い手を確保することや、ボランティアやその活動により一層関心を持ってもらえるような普及・啓発活動を行うことが重要です。

ボランティアによる自主的な活動の裾野を広げるためには、社会福祉協議会等が住民とボランティア活動・社会貢献活動をつなぐコーディネート役や活動のプラットフォームとしての機能を果たすとともに、市内で活動するボランティア組織の育成のための支援の充実が必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	ボランティア活動促進の中心的役割を果たす社会福祉協議会への支援と機能強化を図るとともに、様々なボランティアニーズに沿った活動に関する相談・助言・支援ができるよう事業の充実に努めます。	福祉課
	社会福祉協議会とともに、地域福祉に取り組むボランティア等に対して、情報提供、活動資金の助成等の支援を通じて育成に取り組みます。	関係各課
	ボランティア団体等と定期的に情報交換を行うなど、団体が市に対して必要とするニーズの把握に努め、活動しやすい環境づくりを支援します。	
	イベント等への協力、活動の機会や場の提供などを通じて積極的な支援をしていきます。	
地域住民に 期待する取組	取組内容	
	市や社会福祉協議会が提供するボランティア活動や地域福祉活動の情報を積極的に入手し、講座などに参加しましょう。	

② 福祉関係団体間の連携による担い手の育成

【現状と課題】

御所市では、社会福祉協議会と連携し、地域福祉を担う団体やボランティアのネットワーク形成に努めてきました。地域において活発にボランティア活動が展開されていますが、リーダーやボランティアへの負担の重さや活動の担い手の高齢化などの問題を抱えている団体も少なくありません。

地域におけるボランティア活動を担う人材の発掘・育成を進めるためには、社会福祉協議会をはじめ地域の福祉関係団体や組織が連携し、地域住民の身近なところでどのような活動が展開されているのか、情報発信の機能を充実していくことが重要です。

また、ボランティア活動に気軽に参加できる機会の提供や有志によるグループ活動を地域福祉活動に結びつけ、より若い世代が地域福祉の担い手として活躍できる場を創出し、幅広い住民のボランティア活動への参加・参画を推進していくことが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	社会福祉協議会と連携し、制度化されたサービスを超える幅広い分野で活動するボランティアなどの福祉の担い手の発掘・育成に取り組みます。	福祉課
	介護予防・日常生活支援総合事業と連携し、日常生活上の困りごとへの手助けや外出援助・つきそい支援など、軽度の要支援高齢者等に対する生活支援サービスを多様な主体が提供する体制づくりに努めます。	高齢対策課 介護保険課

	取組内容
地域住民に 期待する取組	ボランティア活動に関する研修や会議に積極的に参加し、ボランティア活動についての学びを深めましょう。



③ ボランティア人材の養成と経験や知識を生かせる機会の充実

【現状と課題】

自分たちが暮らす地域でだれもが安心して生活できるようにするためには、ともに助け合い、支え合う地域福祉のしくみを築き上げていくことが重要です。

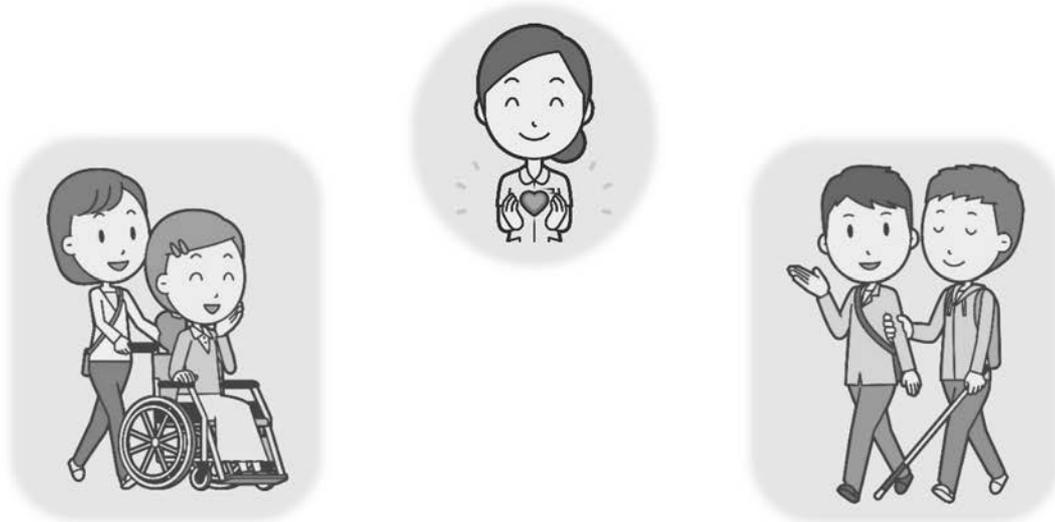
地域には様々な得意分野を持った多様な人材が存在しています。そのような人たちを発掘し、緩やかにつながり、協力し合いながら活動していくことで地域が活性化されます。

これには行政の果たす役割とともに、官民協働の視点に立ったボランティア団体等の活動への関わりを通じ、地域住民による自発的な取組が求められます。

御所市では、社会福祉協議会や地域の福祉活動団体、関係機関等と連携し、地域福祉活動を行う上で必要な知識や技術を身に付けるための学習機会や情報提供を充実するとともに、学んだことを生かしたり、住民がもつ経験や知識を地域福祉活動に還元したりできる機会を充実するなどの環境整備が重要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	社会福祉協議会が実施しているボランティア養成講座、福祉教育、福祉体験会などの福祉関係の人材養成に関する事業を支援します。	福祉課
	地域福祉活動の取組を学んだ住民に対して、その次のステージとして学習成果を生かせる機会や場の創出に努めます。	
	シニアクラブの活動を支援し、高齢者の健康づくりや社会参加をバックアップするとともに、高齢者の豊富な経験や知識を生かし地域の活性化に寄与する活動を支援します。	高齢対策課

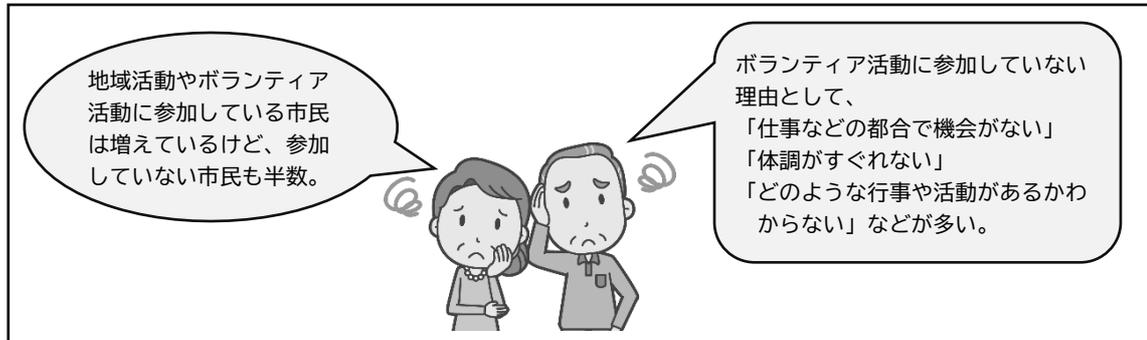
	取組内容
地域住民に 期待する取組	地域福祉活動に関心を持ちましょう。
	自分の持っている能力や技術を福祉活動に生かしてみましょう。



④ 多様な活動機会の充実

【現状と課題】

人生100年時代の到来と言われる中、若年者から高齢者まで幅広い世代が様々なボランティア活動や社会貢献活動を行う姿を見かけることが増えています。しかし、ボランティア活動に関する情報が十分に提供されていなかったり、活動時間がとりにくかったりなど活動上の問題があります。



(市民調査結果 (P.27・28参照) から)

市民調査結果では、「参加方法がわからない」や「知り合いがいない」といった回答もあり、ボランティアの人材確保を図るため、住民が自身の都合で気軽に参加できる活動機会の充実を図ることが重要です。

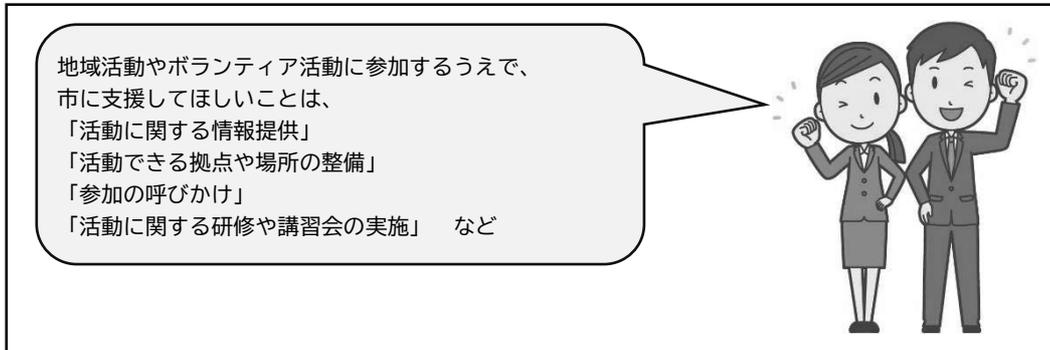
社会福祉協議会のボランティアセンターだけでなく、より身近なところでボランティア活動に参加ができる環境づくりのほか、御所市の次代の地域福祉活動を支える子どもたちに、地域福祉活動の楽しさと大切さを伝えていくことや子どもたちが身近なところでボランティア活動に参加できる機会を充実することが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトと連携し、「認知症サポーター」の養成に努めます。「認知症サポーター」を増やし、安心して暮らせるまちをみんなでつくっていくことを目指します。	高齢対策課
	点字、手話、要約筆記等のボランティアを養成し、障がいのある人が関わる行事やイベント等への参加を通じ、障がいに対する理解の促進と交流を深める機会づくりに努めます。	福祉課
	子どもから大人まで、ボランティアとして気軽に参加できる行事やイベントを開催し、交流や生きがいづくりに役立つ機会を充実します。	関係各課
	豊かな人生経験、特技や技能を持つ人たちを発掘し、市や学校園所等の様々な事業や地域の福祉団体の活動において、それらの人たちを活用した取組を推進します。	子育て推進課 学校教育課
	自治会、ボランティア・社会福祉協議会等による地域福祉活動が活性化するように、活動情報の提供、『広報御所』やホームページ、SNS等を活用した活動紹介を行います。	企画政策課 福祉課
地域住民に 期待する取組	取組内容 これまで培ってきた経験や知識、技能を生かした活動に参加することを通じて、それらを次の世代に引き継いでいきましょう。	

⑤ 担い手が活動しやすい環境づくり

【現状と課題】

地域では、ボランティアグループをはじめ、シニアクラブや子ども会、青少年健全育成団体、民生委員・児童委員など様々な団体が活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題に悩む団体は少なくありません。



(市民調査結果 (P.29参照) から)

このような団体が抱える問題の解決に向けた取組に努める一方で、福祉活動の担い手が活動しやすい環境整備が重要です。

行政の 主な取組	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
	地域活動に男女が均等に参加しやすい体制づくりや、性別を問わない人材の育成に努めます。	人権施策課
	関係団体が公共施設等の利用に際して柔軟な運用を図り、活動拠点や活動場所の提供を進めます。	関係各課
	活動団体が活動しやすい環境づくり、住民が様々なボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	
	地域福祉活動を行う主体との定期的な意見交換等を実施することにより、地域福祉の担い手となる意向を持つ住民がその活動推進のために必要としている情報の把握、共有に努めます。	福祉課 高齢対策課
	社会福祉協議会が実施する住民の福祉ニーズと福祉ボランティア等の人的資源のマッチングの活動を支援します。	福祉課
地域福祉に関する先進地の取組、他自治体の動向等、活動にとって役立つ情報を収集・蓄積し提供します。	福祉課	

地域住民に 期待する取組	取組内容
	『広報御所』や『社協だより』、パンフレット等からボランティアに関する情報やどのような活動があるのか調べてみましょう。 自分の都合に合わせて参加しやすいような活動を見つけましょう。

3 安全・安心な暮らしのための環境づくり

(1) 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

国では、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。これにより、認知症をはじめ、知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な人の発見に努め、必要な支援に結び付けることが必要とされました。また、成年後見制度の利用が必要な人の自己決定が尊重され、意思決定支援に基づいた自分らしい生活ができるような体制づくりも必要とされました。



(市民調査結果 (P.32参照) から)

権利擁護への住民の理解を深め、支援を必要とする人が気兼ねなく相談でき、制度につながるような体制の整備と制度の周知が必要です。

【御所市成年後見制度利用促進計画】

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	様々な機会を利用し、住民の権利擁護意識の普及・啓発を進めます。	福祉課 高齢対策課
	認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を守り支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。	

	取組内容
地域住民に 期待する取組	成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する制度を知り、理解を深めましょう。
	成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用については、市役所や社会福祉協議会に相談しましょう。
	認知症や障がいについて理解を深めましょう。

(2) 犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援

【現状と課題】

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等に依存している人、高齢で身寄りのない人など地域社会の中で様々な生きづらさを抱えている人が存在し、それを原因として再び犯罪をすることが問題となっています。平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、このような生きづらさを抱えている人の再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療、福祉等、地域福祉に関する取組を総合的に推進するとともに、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援を連携・協力して実施する必要があるとしています。



(市民調査結果 (P. 35参照) やヒアリングでの意見 (P. 36参照) から)

犯罪や非行をした人が地域社会で孤立しないよう、地域において理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を促進することで、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に取り組むことが重要です。

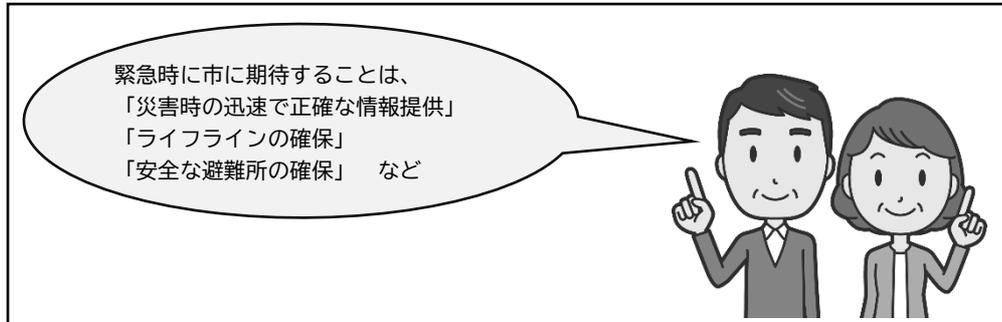
【御所市再犯防止計画】

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	保護司会等と連携し、「社会を明るくする運動」における啓発活動（街頭啓発、合同研修会等）に取り組み、更生保護・再犯防止に対する地域の理解醸成に努めます。	福祉課
	保護司会や更生保護女性会、協力雇用主の役割や活動などについて理解が深まるよう、市民への周知・啓発に努めます。	
	関係機関等と連携し、犯罪をした人等の就労への支援、居住などの確保に努めます。	
	各分野での相談支援機能の強化や分野横断型の相談支援体制の構築・強化などを通じて、犯罪をした人等への保健医療や福祉サービスの確保に努めます。	
地域住民に 期待する取組	取組内容 「社会を明るくする運動」作文コンテスト等のイベントに参加するなど、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて理解を深めましょう。	

(3) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

災害発生時、高齢者や障がいのある人は、自力で避難行動をとることが困難なケースも多く、こうした避難行動要支援者に対する支援の強化が急務となっています。



(市民調査結果 (P.25参照) から)

また、過去の災害事例では、高齢者や障がいのある人や子ども、授乳期の子育て親子などが避難所の環境に適應できない、しにくいといった問題も生じました。さらに、過酷な避難所生活を強いることで、亡くなったり体調を崩したりする高齢者等が多く出たことから、被災後の避難生活における支援体制のあり方の検討も求められています。

また、近年では、SNSを悪用した犯罪、ひとり暮らしの高齢者等を狙った特殊詐欺や強盗なども多数報道されています。一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪にあわないように心がけるとともに、地域ぐるみで防犯活動を展開することが求められます。



行政の 主な取組	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
	風水害・震災・突発的事故など各種災害に備えることができるよう、社会情勢に対応し、関係機関とも連携を図った御所市防災計画の改定を引き続き進めます。	危機管理課
	住民が主体となり、防災活動や円滑な救援・災害復旧などを行うことができるよう、自主防災組織などの育成を促進するとともに、活動の活性化を支援します。	
	住民が日常生活時においても災害に対する意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、災害発生時に迅速な避難行動ができるよう、住民・事業者・市の連携による防災訓練等を実施します。	
	災害時の要支援者等への支援体制の充実を図ります。 (P.46参照)	危機管理課 福祉課 高齢対策課
	高齢者等が特殊詐欺や強盗等の被害などにあわないよう、関係機関等と連携して、被害防止の啓発活動を推進します。	関係各課
子どもが安全・安心して生活できるように、防犯体制の強化に取り組みます。	危機管理課 子育て推進課 学校教育課	

地域住民に 期待する取組	取組内容
	ふだんから地域の人との交流を深めるとともに、避難場所や避難経路について話し合い、地域での見守り活動や避難訓練・防災訓練等に積極的に参加しましょう。
	ふだんから防災に関する学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち、いざという時に正しく行動できるようにしましょう。
	自分自身が暮らす地域の防災マップやハザードマップを確認しましょう。
	商品の契約などで疑問を感じたら、すぐに消費者問題の窓口などに問い合わせましょう。
	商店・企業等は、通学児童への声かけや高齢者の見守りなど、地域防犯に協力しましょう。
	ふだんから互いに顔の見える関係をつくりましょう。

(4) 快適な生活環境の充実

【現状と課題】

地域で安心して暮らせるよう、福祉環境づくりを推進する必要があります。特に高齢化により自家用車等で移動できない高齢者等の交通弱者の増加が見込まれるため、交通弱者に対応した公共交通の利用環境の充実を図ることが重要です。ヒアリング結果でも、高齢者や障がいのある人の移動の不自由さを指摘する意見が少なからずありました。

住民が安全に通行できるよう道路・歩道の安全性の確保に努めるとともに、段差の解消などバリアフリー化を推進し、道路空間の安全性・快適性を向上させることが必要です。

また、御所市では、地域の清掃など、まちの環境美化活動に取り組む人が多くいます。

今後もこうした住民主体の美化活動への支援などにより、快適な生活空間を維持・創出するとともに、環境美化活動を通して地域への関心を高め、近隣付き合いを強化し、地域での助け合い・支え合いの活動につなげていくことが必要です。

	取組内容	主な担当課 (R7年4月現在)
行政の 主な取組	道路・歩道や公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインを計画的に推進し、だれもが安心して利用できる生活環境の改善・整備を図ります。	関係各課
	移動手段に対するニーズを踏まえ、利用者ニーズに応じた移動手段のあり方について引き続き検討します。	
	住民主体の快適な生活空間の維持・創出を進めるため、まちの環境美化活動に取り組んでいるボランティア団体を支援します。	環境政策課

	取組内容
地域住民に 期待する取組	バリアフリーや合理的配慮の視点で地域の状況を点検し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者などの管理者に意見・要望を伝えましょう。
	近所に移動困難な人がいたら、買い物などの際に声をかけるなど、できる範囲で支援してあげましょう。



第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 住民・地域・関係団体等との協働による計画の推進

地域福祉を継続的に推進していくためには、住民・関係団体・社会福祉協議会及び行政等、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと連携していくことが重要です。

住民一人ひとりと地域・関係団体等がそれぞれの役割や特性を生かしながら、相互に連携・協働して、地域における福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、御所市の地域福祉の推進の一翼を担っています。御所市が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉を進める上での市全体の理念やしきみをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、市の方針を参酌し、社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域において社会活動を行う者等が相互に協力して、地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。

地域福祉は、両計画が互いに連動し、行政の取組と社会福祉協議会の取組が両輪となって推進することが不可欠のため、これまで以上に連携強化を図り、計画の着実な推進を図ります。

(3) 計画の周知

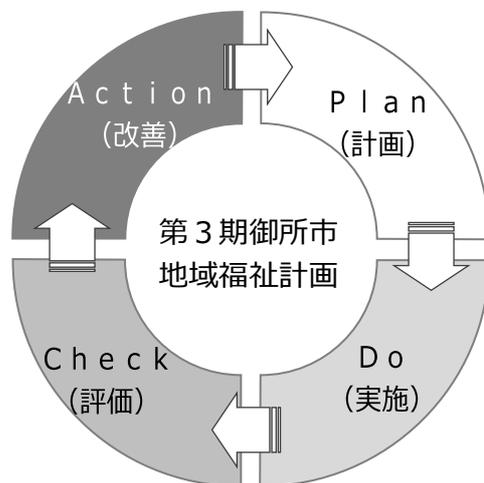
本計画の推進にあたっては、住民や関係団体・機関などの幅広い主体の参加・参画が得られるよう、様々な機会を活用して、計画内容についてわかりやすく広報・周知を継続的に行います。

2 進捗管理方法

本計画で示す施策は、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）のもとに進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します。

計画の推進に関して必要な事項を調査するとともに、各分野の事業実施主体となる担当部署において施策の自己評価を行い、必要に応じ「見直し」「現状維持」「新規施策の提案」等を行います。

また、関連する個別計画の評価・見直しを受け、必要に応じて連携しながら推進します。



参考資料

1 御所市地域福祉計画策定審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、御所市地域福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民関係団体の代表者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 保健医療関係団体の代表者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 御所市社会福祉協議会の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から地域福祉計画を策定する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(意見聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 御所市地域福祉計画策定審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

分野	氏名	所属
学識経験者	本田 和隆	大阪千代田短期大学
市民関係団体	福塚 英昭	御所市民生児童委員協議会
	仲川 哲	御所市自治会連合会
	堀井 久栄	御所市地域婦人団体連絡協議会
	吉川 賀偉	御所市シニアクラブ連合会
	井岡 奈都代	御所市赤十字奉仕団
社会福祉関係	岸元 慈	御所市身体障害者福祉協会
	中西 衛子	御所地区保護司会
	都築 哲翁	医療法人 鴻池会
	鶴田 浩史	社会福祉法人 明徳会
	小松 富美代	御所市手をつなぐ育成会
	三島 利子	精神障害者家族会
学校教育関係	石井 徳幸	御所市校園長会
	吉田 彩	御所市PTA連絡協議会
	中本 利男	御所市青少年センター
社会福祉協議会	井上 淑子	御所市社会福祉協議会

3 計画策定の経過

年	月日	内容
令和6年	7月2日(火)	第1回第3期御所市地域福祉計画策定審議会 ・第3期御所市地域福祉計画の概要 ・アンケート調査について ・福祉関係団体ヒアリング調査について
	10月4日(金)	第2回第3期御所市地域福祉計画策定審議会 ・市民アンケート調査結果報告 ・関係団体ヒアリング調査結果報告 ・計画の骨子案について
	11月28日(木)	第3回第3期御所市地域福祉計画策定審議会 ・計画の素案について
令和7年	1月17日(金)	第4回第3期御所市地域福祉計画策定審議会 ・計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
	2月10日(月)～ 2月21日(金)	パブリックコメントの実施

4 用語解説

あ行

SNS

ソーシャルネットワーキング（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。御所市公式SNSとして、御所市LINE公式アカウント、Facebook・X（御所ガール）、Instagram（生涯学習課・文化財課）等がある。

NPO

Non-Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、収益を目的とせず、事業で得た収益は団体の構成員に対し分配せず、様々な社会貢献活動に充てる団体のこと。

か行

かかりつけ医

健康に関する相談ができ、必要なときは専門の病院を紹介してくれる身近な病院や医師のこと。

キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座の講師役となる人。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々。

ケアマネジメント

さまざまな生活課題を有している人に対して、社会資源を活用しながら、住み慣れた地域での生活が継続できるように支援する手法。ケースマネジメントやケアコーディネーション等同様の用語が乱立していたが、介護保険制度発足時、当時厚生省（現・厚生労働省）がケアマネジメントの用語を採用し、その従事者をケアマネジャーと呼ぶようになった。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

こども家庭センター

子どもや家庭に係る相談や子育て・就学・就労支援に関する相談機関として、市民の相談や悩みごとを聞く。

さ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性をもつ。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る！」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織。

災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」を自主防災組織としている（第二条の二 第二号）。

児童福祉週間

こども家庭庁では、5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけている。

シニアクラブ（老人クラブ）

地域を基盤とした高齢者の自主的組織のこと。加入年齢は原則として60歳以上。仲間づくりを通して自らの生きがいを高め、健康づくりを進めることを目的として、各地域において社会参加活動、社会奉仕活動をはじめとして地域を豊かにする活動などを行う。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。様々な福祉サービスや相談をはじめ、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

社会福祉法人

社会福祉法において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。また、社会福祉法人は、社会福祉事業の他公益事業及び収益事業を行うことができる。

社会を明るくする運動

犯罪のない安全で安心な明るい社会を実現するため、立ち直りを支援する輪を広げていく運動。

障害者週間

障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

シルバー人材センター

定年退職後等に、臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する事業。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立を行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。

た行

ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面する状態。

地域包括支援センター

高齢者の相談窓口。高齢者に関する福祉や介護の相談を受け付ける。

特殊詐欺

電話などの通信手段を使って、対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」などといった、架空または他人名義の口座に現金を振り込ませる「振り込め詐欺」をはじめ、ギャンブル必勝法の提供や異性との交際斡旋(あっせん)、金融商品取引などを名目として現金をだまし取る詐欺など、さまざまな手口がある。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

同居する近親者や恋人等の親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的虐待(暴行)、精神的虐待(罵り、蔑み等)、性的虐待、社会的隔離等といった虐待行為。

な行

日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、本人との契約(本人・御所市社会福祉協議会・奈良県社会福祉協議会との3者契約)に基づき、

サービス利用の手続きや日常の金銭管理を手助けする。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態のこと。認知症は病気であり、加齢に伴って起こる単なるもの忘れとは区別される。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

ネグレクト

幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

は行

ハザードマップ

住民が安全に避難できるように、過去の災害経験から、地域で自然災害が発生した際に想定される被害の範囲や大きさ、避難場所、避難経路等の情報を地図上に示したもの。

8050問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー

高齢者や障がい者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅を確保することや、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、自力避難が困難で避難にあたって特に支援を要する人。

P D C A サイクル

行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、それを次の計画・事業にいかそうという考え方。具体的には、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

ま行

まちづくり出前トーク

市政に関する理解を深め、市民と行政によるまちづくりを進めることを目的に、市民等の団体が主催する学習会等に、市職員が講師として出向き出前トークを行う事業。

民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱される、「非常勤の特別職の地方公務員」で、無報酬のボランティアとして活動されており、任期は3年（再任可）。すべての民生委員が児童委員も兼ねて活動（児童福祉法第16条）。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

第3期御所市地域福祉計画

発行年月：令和7年3月

発行：御所市健康福祉部福祉課
〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

TEL：0745-62-3001（代表）

FAX：0745-62-3022

